

## 【施策18】環境保全・創造

～環境と共生する持続可能なまち～

◆展開方向01: 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。

1	環境保全の啓発・活動支援事業費	295
2	ひょうご環境創造協会等負担金	297
3	ごみのないまちづくり事業費	299
4	河川愛護運動推進事業費	301

◆展開方向02: 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。

1	環境監視センター庁舎維持管理事業費	303
2	自動車公害対策事業費	305
3	大気汚染対策事業費	307
4	水質汚濁・土壌汚染対策事業費	309
5	騒音振動対策事業費	311
6	環境保全対策推進事業費	313
7	省エネルギー活動支援事業費	315
8	環境モデル都市 グリーンビークル推進事業費	317
9	環境モデル都市 スマートコミュニティ推進事業費	319
10	職員安全衛生事業費(環境事業担当)	321
11	産業廃棄物対策事業費	323
12	施設管理事業費(大高洲庁舎等)	325
13	車両整備事業費(じんかい収集車両)	327
14	全国都市清掃会議等負担金	329
15	ごみ減量・リサイクル推進事業費	331
16	資源集団回収運動奨励金交付事業費	333
17	さわやか指導員制度事業費	335
18	じんかい収集事業費	337
19	大型ごみ収集等事業費	339
20	じんかい収集等委託事業費	341
21	公衆便所等清掃事業費	343
22	施設維持管理事業費(クリーンセンター)	345
23	第1工場管理事業費	347
24	第2工場管理事業費	349
25	し尿処理施設管理事業費	351
26	資源リサイクルセンター管理事業費	353
27	地盤沈下測量事業費	355
28	環境基金積立金	357
29	広域廃棄物処分場建設委託事業費	358
30	尼崎環境財団補助金	359

31	し尿収集委託事業費	360
32	焼却施設等整備事業費	361
33	焼却施設等延命化事業費	362
34	汚染負荷量賦課金	363

◆展開方向03: 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境保全や創造に取り組む、次の世代に引き継いでいきます。

1	市民農園等運営事業費	365
2	農業公園管理事業費	367
3	21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費	369
4	尼崎21世紀の森構想推進事業費	371

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	環境保全の啓発・活動支援事業費	4N2K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	環境教育等促進法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市環境基本計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成8年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-1) 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化させる。		
局	経済環境局	課	環境創造課、資源循環課
所属長名	吉岡 辰郎、檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	環境問題に先進的に取り組むまちになるためには、市民一人ひとりが環境に対する理解を深め、環境に配慮した行動を選択するとともに、市民や地域に対する情報の発信や共有化、ネットワークづくりが必要である。
対象(誰・何を)	市民、市民団体、学校、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民が環境問題についての適切な情報、知識を得るとともに、環境意識の向上が図られ、自らが地域における環境保全活動の担い手となる。また、市民団体、学校、事業者など地域の各主体が、環境に配慮した行動を実践できるようなまちになる。
事業概要	「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」の事務局業務を委託(提案型事業委託)するとともに、環境問題に関する普及啓発事業及び環境保全活動への支援事業を実施する。
実施内容	<p>1 あまがさき環境オープンカレッジ推進事業(事務局業務:提案型事業委託)</p> <p>(1)主催講座 エコあまフェスタ2015(参加者2,835人)、打ち水大作戦あまがさき2015(報告:市内22事業所、駅前イベント参加者:150人)、他 計31講座(参加者 計7,985人)</p> <p>(2)連携講座 環境/バスツアー、自然エネルギー学校、他 計22講座(参加者 計353人)</p> <p>(3)環境情報誌「あまがさき通信」の発行 毎月号12回、特集号2回 等</p> <p>2 環境学習支援用品や図書等の整備 貸出件数:図書117冊、用品12件</p> <p>3 あまがさきの身近な自然写真展の開催及びカレンダーの作成 応募作品数 H23年度(279点)、H24年度(257点)、H25年度(275点)、H26年度(288点)、H27年度 430点(一般 251点、小学生 53点、ケータイ・スマホ 126点)、カレンダー4,000枚作成(うち1,500枚を一般配布)他 環境活動の活性化と情報発信等</p> <p>4 生ごみ処理機等購入費補助金制度 市民の資源化意識等環境問題への関心の高揚等を目的として、生ごみ処理機等の購入費を一部助成する。 〔補助件数〕平成23年度:29件、平成24年度:24件、平成25年度:30件、平成26年度:30件、平成27年度:29件 ※ その他、レジ袋削減啓発事業/生ごみたい肥化講習会</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	14,059	10,275	11,956	
需用費	947	726	1,097	
委託料	12,450	8,808	10,125	
報償費	311	332	289	
負担金補助金及び交付金	346	378	400	
その他	5	31	45	
人件費 B	12,571	14,899	18,155	
職員人工数	1.59	1.88	2.27	
職員人件費	12,571	14,899	18,155	
嘱託等人件費	0	0		
合計 C(A+B)	26,630	25,174	30,111	
C 国庫支出金の財源				
市債				
その他	3,959	3,817	4,994	環境基金繰入金及び実費弁償
一般財源	22,671	21,357	25,117	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合						単位	%		
目標・実績	目標値	66.7	達成年度	29年度	25年度	61.0	26年度	44.2	27年度	64.5
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 回った 平成26年度から提案型事業委託制度に基づき、あまがさき環境オープンカレッジの事務局業務をNPO法人に委託した。市民の自由な発想とネットワークを生かして、環境啓発講座(主催講座)を企画、実施している。平成27年度の参加者数も前年度比約3倍となるなど、環境活動や環境に関心を持つ市民の裾野を着実に広げていると考える。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	環境問題の解決には、市民の理解・協力が不可欠であり、環境問題意識だけではなく、広く実践活動ができる市民を育てる必要がある。市民一人ひとりが環境に対する理解を深め、日々の生活の中で環境に配慮した行動を選択し、ライフスタイルを変革していくことが必要である。本市環境基本計画においても「環境意識の向上・行動の輪の拡大」が目標の一つとして掲げられており、また平成25年3月に環境モデル都市に選定された際にも官民協働の取組が評価されている。今後も、市が自ら環境保全活動を行うのみならず、環境に関する情報を発信し、情報の共有化、ネットワークづくりを行い、環境保全活動の裾野を広げる役割を果たしていく必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、広く多くの市民に環境問題に対する意識を高めてもらうためのものであり、参加者の拡大を図る上でも実費以上の受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)では、全都市が環境教育・啓発事業を行っているが、市民、学校、企業、行政が組織する実行委員会が運営するという形式は本市のみであり、より協働を進めた取組となっている。本事業と類似する取組として、名古屋市・堺市などの政令指定都市で、同様に実行委員会形式の事業を実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	生ごみたい肥化講習会では、講師を外部に依頼している。レジ袋削減啓発事業は、事業者、尼崎消費者協会及び市の3者が協定を締結し、取組を行っている。あまがさき環境オープンカレッジの事務局業務、及び環境学習支援用品や図書等の貸出については、平成26年度よりNPO法人に委託している。あまがさきの身近な自然写真展の開催及びカレンダーの作成については、今後、事業のあり方について検討する必要がある。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	市民と行政との連携体制や、市民サービスの継続性は維持しつつ、より多くの市民が主体となって実践活動を推進できるサポートを引き続き行う必要がある。

⑧総合評価

総合評価	改善	平成26年度から提案型事業委託制度に基づき、あまがさき環境オープンカレッジの事務局業務を市民団体に委託した。その結果、市民が主体で行う環境活動が実践され、市民目線で市民の環境活動を積極的にサポートすることができている。今後も、より多くの市民が主体的に参加できる仕組みを構築すると共に、協働を行う上での行政の参画のあり方についても、よりよい手法を検討していく必要がある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	市民主体の環境活動の更なる推進のため、中長期的な計画・ビジョンを検討し、「目指すべき姿」について、市民団体と行政での意識共有を図る。また、より多くの市民が主体となって活動できることを目的として平成27年度より導入した環境活動市民登録制度や、市内の環境活動団体のネットワークを構築するためのミーティング等を通じて、更なる取組の輪の拡大を目指す。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	ひょうご環境創造協会等負担金	4N51	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-1) 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化する。		
局	経済環境局	課	環境創造課、環境保全課
所属長名	吉岡 辰郎、新里 茂教		

① 事業概要

事業実施趣旨	地球温暖化など、地球規模から地域レベルまでの幅広い環境問題の解決のため、広域的な視点からの普及啓発や、行政間や事業者らとの情報共有やネットワーク形成などの連携が必要である。																																
対象 (誰を・何を)	職員及び事業者																																
求める成果 (どのような状態にしたいか)	地球温暖化など、地球規模から地域レベルまでの幅広い環境問題の解決のため、広域的な視点からの普及啓発や、行政間や事業者らとの情報共有やネットワーク形成などの連携を図る。																																
事業概要	ひょうご環境創造協会会費 環境適成型社会の形成を目指し、環境に関する実践活動の促進及び調査・研究等を行う同協会に対し、負担金を支出する。 その他環境関係団体等に係る負担金、分担金及び会費																																
実施内容	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">内 訳</th> <th>単位:円</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>ひょうご環境創造協会会費</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>兵庫県フロン回収・処理推進協議会会費</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>エネルギー管理講習出席者負担金</td> <td>17,100</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ひょうご環境保全連絡会会費</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>武庫川流域環境保全協議会分担金</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>大阪湾環境保全協議会分担金</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>瀬戸内海環境保全知事・市長会議分担金</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>(社)瀬戸内海環境保全協会会費</td> <td>360,000</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>大阪国際空港周辺都市対策協議会分担金</td> <td>67,600</td> </tr> </table>			内 訳		単位:円	1	ひょうご環境創造協会会費	240,000	2	兵庫県フロン回収・処理推進協議会会費	30,000	3	エネルギー管理講習出席者負担金	17,100	4	ひょうご環境保全連絡会会費	40,000	5	武庫川流域環境保全協議会分担金	35,000	6	大阪湾環境保全協議会分担金	75,000	7	瀬戸内海環境保全知事・市長会議分担金	200,000	8	(社)瀬戸内海環境保全協会会費	360,000	9	大阪国際空港周辺都市対策協議会分担金	67,600
内 訳		単位:円																															
1	ひょうご環境創造協会会費	240,000																															
2	兵庫県フロン回収・処理推進協議会会費	30,000																															
3	エネルギー管理講習出席者負担金	17,100																															
4	ひょうご環境保全連絡会会費	40,000																															
5	武庫川流域環境保全協議会分担金	35,000																															
6	大阪湾環境保全協議会分担金	75,000																															
7	瀬戸内海環境保全知事・市長会議分担金	200,000																															
8	(社)瀬戸内海環境保全協会会費	360,000																															
9	大阪国際空港周辺都市対策協議会分担金	67,600																															

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,065	1,065	1,059	
負担金補助及び交付金	1,065	1,065	1,059	
人件費 B	237	238	240	
職員人工数	0.03	0.03	0.03	
職員人件費	237	238	240	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,302	1,303	1,299	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他一般財源	1,302	1,303	1,299	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	各協会等の取組活動や収集した情報を共有することができた。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	環境保全型社会の実現のためには、市役所の枠内のみならず、広域的な普及啓発や周辺自治体などとの連携が不可欠である。また、より広い地域を対象に活動する団体に参画することで、様々な情報を共有し、広域的な環境問題に効果的に取り組むことができる。	
---------	--	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)においても、各都市の特性(立地及び中核市、一般市の区別など)に応じ、本市と同様に負担している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	地方公共団体が構成される協会等に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持	広域的な視点からの普及啓発や、行政間や事業者らとの情報共有やネットワーク形成などの連携を図るためには必要かつ有効な事業であり、今後も継続する。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	様々な情報を共有し、広域的な環境問題に効果的に取り組むため、今後も引き続き、負担金を支出する。
--------	---

# 平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	ごみのないまちづくり事業費	4S2K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例 等		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画 等(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成8年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-1) 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化する。
局	経済環境局
課	業務課
所属長名	氏丸 善行

## ①事業概要

事業実施趣旨	近年、不法投棄等については、各種啓発活動を実施してきた結果、徐々に減少してきている。また、地域住民等による清掃活動も盛んになり、まちなみ美化意識が高まっている。今後も引き続き、市民・事業者との協働の取組を推進していくとするものである。
対象(誰を・何を)	市内全域の不法投棄、たばこや空き缶等のごみのポイ捨て及び不法広告物
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民や事業者と、散乱するごみ問題や不法投棄、不法広告物等の状況を十分に共有するとともに、市民等の協力を得ながら「自分たちの住むまちは、自らの手できれいにする」といったまちなみ美化意識の拡大を図る。
事業概要	不法投棄防止対策のより一層の推進を図るとともに、違法な貼り紙・貼り札・立て看板等の簡易除却により、まちなみ美化に努める。また、主要駅前ターミナル等の清掃を行うとともに、ポイ捨て防止等に関する啓発を進める。
実施内容	<p>1 不法投棄防止対策事業</p> <p>(1) 関連部署と連携し、公益財団法人尼崎環境財団への業務委託により、巡回監視、指導・啓発及び収集を実施</p> <p>(2) 警察等関係機関との連携により指導・取締り等の強化</p> <p>(3) 町会等地域との連携による監視・通報体制の構築及び運用</p> <p>2 まちなみ美化推進事業</p> <p>(1) ポイ捨て防止啓発</p> <p>市民、事業者との協働による市内主要駅周辺でのクリーンキャンペーンや、クリーンパートナー等による地域での清掃活動により、まちなみ美化意識の向上を図る。</p> <p>&lt;平成27年度実施状況&gt;クリーンキャンペーン実施回数18回、参加人数のべ796人</p> <p>(2) 不法広告物の除却</p> <p>県屋外広告物条例等に基づき、不法広告物の簡易除却を行い、国、県、警察等関係機関と合同で業者等の指導や不法広告物の取締りを実施する。さらに、市民との協働の取組として、違反広告物除却活動員制度を積極的に推進する。</p> <p>&lt;平成27年度実施状況&gt;不法広告物簡易除却実績79,638枚</p> <p>(3) 主要駅前ターミナル等の清掃を業務委託により実施</p>

## ②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	106,598	106,509	106,788	
需用費	995	911	955	啓発活動用器材 等
委託料	105,527	105,527	105,744	不法投棄防止対策委託料 等
使用料及び賃借料	3	4	11	会場使用料
役務費	73	67	78	ボランティア保険料
人件費 B	21,346	21,398	20,795	
職員人工数	2.70	2.70	2.60	
職員人件費	21,346	21,398	20,795	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	127,944	127,907	127,583	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	127,944	127,907	127,583	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内における不法投棄収集量(成果指標の設定が困難なため、市内における不法投棄収集量を活動指標として設定している)					単位	t				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	79	26年度	50	27年度	45
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 不法投棄収集量は、近年、減少傾向である。										

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	行政がリーダーシップを発揮しながら、不法投棄防止対策業務、駅前清掃、不法広告物簡易除却を行っており、不法投棄やポイ捨て、不法広告物については年々減少傾向にあるが、根絶には至っていない状況である。このため、今後も、市民への粘り強い啓発活動を行い、庁内関係課等との連携の下、継続した取組を行っていく必要がある。また、市民ボランティアと協働で取り組んでいるクリーンキャンペーンや不法広告物の簡易除却活動、各関係機関と不法投棄防止に向けた取組などを実施してきており、市民や事業者、庁内関係課等の協力を得ながら、引き続き環境美化意識の拡大を図っていく必要がある。
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条第4項では「廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない」と、地方公共団体の責務を定めており、当該事業実施に関して市民等に受益者負担を求めることは馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	阪神間他都市については、不法投棄防止対策業務は、基本的にごみ収集機材を所有している課が中心となり、関係機関とも連携しながら不法投棄防止対策の啓発を行っている。また、不法投棄物の処理については、原則、各施設管理者の責任のもと、処理することとなっている。ポイ捨てに関しては、まちなみ美化の観点だけではなく、特にたばこについて、健康被害や危険防止を目的とした受動喫煙対策や、禁止区域の設定を含んだ路上喫煙に対する啓発に重点を置いた取組を行う自治体が増えてきている。また、不法広告物簡易除却業務は、屋外広告物条例を所管している施設管理者が管理・指導・除却を一体的に行っている。
--------------	--

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	現在、各業務のうち、委託可能な部分については、すでに(公財)尼崎環境財団や民間業者に業務委託しているが、それぞれの業務において、警察等の関係機関との連携や、行政・市民・事業者で協働の取組を推進するために、行政が主体となる必要がある部分があり、全てを民間委託することは出来ない。																	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	ポイ捨てや不法投棄、不法広告物についてはどれも年々減少傾向にあるが、今後も引き続き行政と市民が連携してごみのないまちづくり意識の醸成を図らなければならない。																	
	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○	
	A	B	C	D	E														
現状			●																
将来像			○																

## ⑧総合評価

総合評価	維持	不法投棄やポイ捨て、不法広告物については、依然として根絶には至っていないものの、関係機関との連携及び協働の取組により、年々数は減少してきている状況である。また、地域住民によるまちなみのさらなる美化に向けた独自の取組も見られるなど、「自分達の住むまちは、自らがきれいにする」といった美化意識が向上してきている。今後も、市民、事業者と協働のもと、庁内関係課と連携のうえ継続した取組を行い、さらなる不法投棄やポイ捨て、不法広告物等の減少を目指していく。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	不法投棄やポイ捨て、不法広告物については、減少は見られるものの根絶には至っていない状況であるため、地域での取組の更なる増進や、美化意識のより一層の向上を図る必要がある。また、不法投棄やポイ捨て等がしにくいような環境の整備を図り、自らが出したごみについては自分で処理をするという意識の定着を図るなど、より効果的な啓発やキャンペーン等の取組を行っていく必要があると考えている。
--------	--

# 平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	河川愛護運動推進事業費	8K1K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成10年度		款	40 土木費
施策	18 環境保全・創造		項	20 河川水路費
			目	10 河川費

施策の展開方向	(18-1) 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化する。		
局	都市整備局	課	河港課
所属長名	柴田 俊樹		

## ①事業概要

事業実施趣旨	良好な河川・水路の環境を維持しようと清掃活動を行っている河川愛護団体に対して、清掃に必要な資料を提供することなどにより、その活動を支援する。また、関係団体が主催する河川清掃事業への参画、PR活動や、市としても河川清掃事業に取り組むことで、広く市民に対して「身近な河川をみんなできれいにしよう」という河川愛護精神の高揚を図る。												
対象(誰を・何を)	市民、事業者												
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民が、川の大切さを認識し、ごみを川に捨てない、汚さないという河川愛護精神の高揚を図ること、良好な河川環境を確保する。												
事業概要	市民による河川清掃の取組を支援するため、河川愛護団体に対し、清掃に必要な用具等の支給などを行う。また、関係団体との連絡調整や、市としても河川清掃事業を実施することで、河川愛護精神の高揚を図り、身近な河川をきれいにしようという啓発を行っている。												
実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録団体(団体)</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>清掃回数(回)</td> <td>148</td> <td>81</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>○河川愛護活動への支援          清掃用具の配付(軍手、ごみ袋等)          ボランティア保険の加入          ○市や関係団体が主催する主な河川清掃事業(平成27年度)          市内一斉河川清掃(年1回)          ラブリバー庄下川作戦(年1回)</p>		平成25年度	平成26年度	平成27年度	登録団体(団体)	13	12	12	清掃回数(回)	148	81	65
	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
登録団体(団体)	13	12	12										
清掃回数(回)	148	81	65										

## ②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	47	22	24	
需用費	43	20	19	清掃用具
役務費	4	2	5	ボランティア保険
人件費 B	1,640	2,219	2,239	
職員人工数	0.22	0.28	0.28	
職員人件費	1,640	2,219	2,239	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,687	2,241	2,263	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,687	2,241	2,263	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	河川愛護団体の会員数(成果指標の数値化が困難なため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	756	達成年度	—	年度	25年度	616	26年度	602	27年度	621
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 会員が高齢化している愛護団体があり、団体数・会員数ともに減少している。										

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	良好な河川環境を確保するためには河川愛護精神の高揚を図ることが必要であり、市民による河川清掃の取組を支援するため、河川愛護団体に対し、清掃に必要な用具の支給等を行う。また、市民による河川清掃の取組が河川愛護の啓発につながり、不法投棄のない良好な河川環境の確保に有効である。
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 市民自ら河川清掃をしていることから、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	---

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県も同様の事業を行っている。
---------------	----------------

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	河川愛護団体を取りまとめる適切なNPO団体があれば、愛護団体への支援活動などの事務は委託可能である。
委託等の可能性		
現状/将来像	A B C D E	市民自ら河川清掃を行っていることから、行政としても今後も必要な支援をする。

## ⑧総合評価

総合評価	維持	市民自ら河川清掃に取り組むことで、河川愛護の啓発につながり、不法投棄のない良好な河川環境を確保することになる。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	河川愛護の推進活動を支える河川愛護団体の会員数を増やすために、引き続き、企業等の参画を求める広報活動を行っていく。また、一斉に行う河川清掃イベントへの参加者を広く募るとともに、イベントの内容を工夫するなど、参加者の増加を図っていく。さらに、イベント参加者に河川愛護団体への会員登録を直接呼びかける等の工夫を行っていく。 なお、平成28年度はラブリバー庄下川作戦を市制100周年記念事業の一つと位置付け、広くPRを行う予定である。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	環境監視センター庁舎維持管理事業 費	4M1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	05 環境保全総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境保全課
所属長名	新里 茂教		

① 事業概要

事業実施趣旨	開明庁舎のうち環境監視センター(旧公害監視センター)の維持管理を行う。
対象(誰を・何を)	開明庁舎のうち環境監視センター部分
求める成果(どのような状態にしたいか)	開明庁舎のうち環境監視センターの維持
事業概要	自動車公害、一般大気、水質等に係わる常時監視業務を安定して行うため、開明庁舎の維持管理を行う。
実施内容	<p>1 施設概要(環境監視センター使用部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 開明庁舎3階</li> <li>・設備 事務室(2室)</li> <li>・面積 132.714㎡</li> <li>・管理 直営管理(中央地域振興センター)</li> </ul> <p>2 事業内容</p> <p>開明庁舎の維持管理に必要な経費を占有面積の割合(8.09%)等に応じて支払っている。</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,147	2,196	2,516	
需用費	1,579	1,552	1,659	光熱水費等
役務費	96	103	111	電話料
委託料	472	541	746	庁舎総合管理業務委託等
人件費 B	7,884	8,098	8,171	
職員人工数	1.06	1.01	1.01	
職員人件費	7,884	8,004	8,078	
嘱託等人件費	0	94	93	
合計 C(A+B)	10,031	10,294	10,687	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金	30	45	45	テレメーター管理委託金
市債	—	—	—	
その他	—	—	—	
一般財源	10,001	10,249	10,642	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 適正に管理できている。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	環境監視センターでは、法定受託事務である常時監視業務を行っており、これは必要不可欠な業務である。現在は開明庁舎でその業務を行っているが、安定して業務を行うためには開明庁舎の適正な維持管理が必要である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	開明庁舎の3階部分で常時監視業務を行っており、受益者負担の考え方は馴染み直しの見直しは必要ない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	大気汚染防止法などの法令に基づき、都道府県単位で法定受託事務を行うこととされていることから、県、政令市においては主体的に当該事務を行わなければならない。本市は政令市であるため当該事務を実施する必要がある。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	開明庁舎の維持管理業務は委託済みである。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容	市の責務として施設の維持管理を行う。
	現状		●
	将来像		○

⑧ 総合評価

総合評価	維持	環境監視センターにおいて安定して業務を行うため、引き続き環境監視センターの維持管理を行い、開明庁舎を維持する。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	引き続き安定した維持管理に努める。
--------	-------------------

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	自動車公害対策事業費	4N1A	事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
根拠法令	大気汚染防止法、騒音規制法等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境保全課
所属長名	新里 茂教		

①事業概要

事業実施趣旨	過去の自動車公害に係わる大気汚染や騒音等から大きく改善された現在の環境を監視し、二度と公害を引き起こさないよう、ノーマイカーデーやエコドライブの普及啓発等を行い、公害の未然防止を図る。
対象（誰を・何を）	事業者及び市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	関係法令に基づく監視業務等を継続し、環境の保全のため環境負荷の低減に努めていく。
事業概要	自動車公害に係わる大気汚染や騒音等について、環境の保全のため、常時監視業務や騒音等の測定を行う他、ノーマイカーデーの実施やエコドライブの普及啓発等を実施し、環境負荷の低減に努める。
実施内容	<p>○法定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自動車排出ガス測定所(9ヶ所)での常時監視業務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>測定局保守管理、測定値データ管理など</li> </ul> </li> <li>主要幹線道路(16路線)における自動車排出ガス等測定業務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車排出ガス、騒音、振動の測定</li> </ul> </li> <li>騒音測定データの面的評価による実態評価業務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線交通を担う道路の道路端から50m以内の住居等の環境基準の達成状況を評価</li> </ul> </li> <li>特定建築物の届出及び指導 (H27届出件数: 6件20戸(H26: 4件57戸))</li> </ol> <p>○法定外</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国等に対する沿道環境の改善のための要望活動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>環境省、国土交通省、阪神高速道路株に要望</li> </ul> </li> <li>ノーマイカーデーの実施やエコドライブの普及啓発</li> <li>自動車公害に係る苦情・紛争の処理 (H27苦情件数: 2件(H26: 1件))</li> </ol>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	23,999	16,270	18,179	
需用費	1,898	1,827	2,176	消耗品費、光熱水費等
委託料	12,522	13,320	14,917	測定所保守管理業務委託等
役員費	584	493	478	検定手数料・回線使用料等
使用料及び賃借料	1,118	568	546	機器リース料等
その他	7,877	62	62	旅費、備品購入費、助成金等
人件費 B	15,951	15,679	15,642	
職員人工数	2.19	2.06	2.02	
職員人件費	15,951	15,679	15,455	
嘱託等人件費			187	
合計 C(A+B)	39,950	31,949	33,821	
C 国庫支出金	2,931	2,943	2,943	大気汚染測定網管理委託金
県支出金	1,161	0	0	低公害車導入事業費補助金等
市債	0			
その他	2,876	2,626	2,626	自動車排出ガス測定所管理受託収入等
一般財源	32,982	26,380	28,252	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数					単位	件			
目標・実績	目標値	0	達成年度	—年度	25年度	0	26年度	0	27年度	0
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	法令等の遵守を前提とした指導を的確に行っており、引き続き行政処分(改善命令、措置命令、施設使用停止・業務停止、許可取消)の件数が0となるよう監視指導、立入調査、苦情処理を行っていく。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	自動車排出ガス測定所での常時監視業務や騒音等の測定については法定受託事務である。エコドライブの推進などの啓発活動については、沿道環境の改善の一助となっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民等の利便性等に係わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	公害の防止には、広域的な取組が必要なことから、近隣市と連携して実施しており、比較するものではない。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	測定所の保守管理など、委託可能なものについては実施済みである。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	本市は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、航空機騒音など公害のまちとしての歴史が根深いため、今後も法定受託事務の実施にとどまらず、現地調査を行うなど、公害の未然防止に努めることが市としての責務である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	公害対策については、引き続き、関係法令に基づく監視業務等を行っていく。
--------	-------------------------------------

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	大気汚染対策事業費	4N1K	事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
根拠法令	大気汚染防止法、悪臭防止法等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境保全課
所属長名	新里 茂樹		

①事業概要

事業実施趣旨	過去の大気汚染から大きく改善された現在の環境を監視し、二度と公害を引き起こさないよう、工場や事業場、解体現場などへの立入検査等を行い、公害の未然防止を図る。
対象（誰を・何を）	事業者及び市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	関係法令に基づく監視業務等を継続し、環境の保全のため環境負荷の低減に努めていく。
事業概要	大気環境の常時監視業務や、関係法令に基づくばい煙発生施設の届出の受理、立入検査、事業者への指導等を行い、公害の未然防止を図る。また、アスベストが使用されている建築物等の解体については、今後増加すると予想されていることから、解体現場への立入検査などにより事業者への指導を徹底することで、飛散事故の未然防止に努めている。
実施内容	<p>○法定</p> <p>1 一般環境大気測定所(3ヶ所)での常時監視業務</p> <p>2 ばい煙発生施設設置等に関する届出の受理、立入検査・測定等の業務（悪臭含む） （平成27年度届出件数：143件、立入検査：107件、測定：0件）</p> <p>3 ダイオキシン類対策特別措置法の届出の受理、立入検査・測定等の業務 （平成27年度届出件数：15件）</p> <p>4 アスベスト対策に係る届出の受理、立入検査・測定等の業務 （平成27年度届出件数：367件、立入検査：656件、測定：55件）</p> <p>5 光化学スモッグに関する汚染物質の削減要請等業務 （平成27年度発令回数：0回）</p> <p>○法定外</p> <p>大気汚染及び悪臭に係る苦情・紛争の処理 （平成27年度苦情及び相談件数：63件、現場調査：142件）</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	35,026	35,165	34,252	
需用費	5,039	6,106	5,480	消耗品費、光熱水費等
役務費	1,238	1,238	1,239	テレメーター回線使用料
委託料	23,110	23,218	24,478	測定所保守管理業務委託等
使用料及び賃借料	5,322	4,603	3,001	測定機器・環境情報システム等リース
その他	317	0	54	デジタル粉じん計購入(H26)、悪臭試験ハネル謝礼
人件費 B	44,899	44,921	43,997	
職員人工数	6.48	5.57	5.44	
職員人件費	44,899	43,147	42,408	
嘱託等人件費	0	1,774	1,589	
合計 C (A+B)	79,925	80,086	78,249	
C 国庫支出金	3,877	3,889	3,878	大気汚染測定網管理委託金
市債				
市債				
その他				
一般財源	76,048	76,197	74,371	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数								単位	件
目標・実績	目標値	0	達成年度	—年度	25年度	0	26年度	0	27年度	0
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 法令等の遵守を前提とした指導的確に行っており、引き続き行政処分（改善命令、措置命令、施設使用停止・業務停止、許可取消）の件数が0となるよう監視指導、立入調査、苦情処理を行っていく。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	一般環境大気測定所の常時監視業務等の法定受託事務のほか、法令等に基づく届出の受理や立入検査・測定等の業務である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民等の利便性等に係わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	測定所の保守管理など、委託可能なものについては実施済みである。																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。	将来像						
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状						法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。																						
将来像																												

⑧総合評価

総合評価	維持	本市は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、航空機騒音など公害のまちとしての歴史が根深いため、今後も法定受託事務の実施にとどまらず、現地調査を行うなど、公害の未然防止に努めることが市としての責務である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、関係法令に基づく監視業務等を行っていく。
--------	---------------------------



平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	水質汚濁・土壌汚染対策事業費	4N21	事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
根拠法令	水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境保全課
所属長名	新里 茂教		

①事業概要

事業実施趣旨	過去の水質汚濁および土壌汚染から大きく改善された現在の環境を監視し、二度と公害を引き起こさないよう、工場や事業場への立入検査等を行い、公害の未然防止を図る。
対象（誰を・何を）	事業者及び市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	関係法令に基づく監視業務等を継続し、環境の保全のため環境負荷の低減に努めていく。
事業概要	水質汚濁の防止や土壌汚染対策について、環境の保全のため、常時監視業務や関係法令に基づく水質汚濁関連施設の届出の受理、立入検査、土壌汚染にかかわる土壌や地下水の有害物質の測定、調査、事業者への指導等を行い、公害の未然防止に努める。
実施内容	<p>○法定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の常時監視業務（公共用水域11地点、海域3地点、底質調査8ヶ所、地下水調査8ヶ所）</li> <li>水質汚濁関連施設の届出の受理、立入検査・測定等の業務（平成27年度届出件数：388件、立入検査：244件、測定：98件）</li> <li>土壌汚染対策法等に基づく届出の受理、立入検査・測定等の業務（平成27年度届出件数：63件、立入検査：53件、測定：11件）</li> <li>土壌汚染にかかわる土壌や地下水の有害物質の測定、調査、事業者への指導等の業務</li> </ol> <p>○法定外</p> <p>水質汚濁・土壌汚染に係る苦情・紛争の処理 （平成27年度苦情件数：23件、現場調査：19件）</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	4,869	7,046	6,791	
旅費	0	21	31	瀬戸内海環境保全知事・市長会議の出席
需用費	2,802	3,311	3,715	消耗品費等
委託料	1,782	2,585	2,759	公共用水探水業務委託等
使用料及び賃借料	285	285	286	海上監視艇船隻使用料等
備品購入費	0	844	0	ポータブル式自動探水器購入
人件費 B	36,821	37,406	38,790	
職員人工数	4.72	4.72	4.85	
職員人件費	36,821	37,406	38,790	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	41,690	44,452	45,581	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他	440	900	240	汚染土壌処理業許可申請手数料
一般財源	41,250	43,552	45,341	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数								単位	件	
目標・実績	目標値	0	達成年度	—	年度	25年度	0	26年度	1	27年度	1
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		汚染土壌の処理に係る改善命令を下した事業者があったが、当該事業者は命令を受け、排水処理設備を設置するなど抜本的な改善を実施することとしており、改善が見込まれている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の常時監視業務等の法定受託事務のほか、法令等に基づく届出の受理や立入検査・測定等の業務である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民等の利便性等に係わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	---------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	探水の業務など、委託可能なものについては既に委託済みである。																										
委託等の可能性																												
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。	将来像						
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状						法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。																						
将来像																												

⑧総合評価

総合評価	維持	本市は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、航空機騒音など公害のまちとしての歴史が根深いため、今後も法定受託事務の実施にとどまらず、現地調査を行うなど、公害の未然防止に努めることが市としての責務である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、関係法令に基づく監視業務等を行っていく。
--------	---------------------------

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	騒音振動対策事業費	4N2A	事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
根拠法令	騒音規制法、振動規制法等		事業区分	裁量的
個別計画			会計	01 一般会計
事業開始年度			款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境保全課
所属長名	新里 茂教		

①事業概要

事業実施趣旨	過去の航空機騒音や新幹線の騒音および振動から大きく改善された現在の環境を監視し、さらなる改善に向けて国等に要望するとともに、工場や事業場、解体現場などからの騒音や振動の未然防止のため、対策の指導や立入検査等を行う。
対象（誰を・何を）	事業者及び市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	関係法令に基づく監視業務等を継続し、環境の保全のため環境負荷の低減に努めていく。
事業概要	騒音・振動発生施設に関する届出や特定建設作業の届出等の受理、立入検査、事業者への指導等を行い、公営の未然防止に努める。また、鉄道関係に係わる騒音・振動や航空機騒音の環境監視を行い、近隣市と連携し国等への要望を行う。
実施内容	<p>○法定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特定建設作業に係わる届出の受理、立入検査、事業者への指導等の業務（平成27年度届出件数：1,907件、立入検査：329件、測定：58件）</li> <li>騒音・振動発生施設に関する届出の受理、立入検査、事業者への指導等の業務（平成27年度届出件数：181件、立入検査及び測定件数は上記に含む）</li> <li>新幹線に係わる騒音・振動の実態調査業務（武庫、猪名寺、食満、小中島の4地区で計24地点にて騒音及び振動の測定を実施）</li> <li>航空機騒音の実態調査業務（武庫支所の屋上にて騒音測定実施）</li> </ol> <p>○法定外</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国等に対する騒音・振動等の改善のための要望活動（新幹線関係、航空機関係）（新幹線関係要望先：環境省、国土交通省、JR西日本）（航空機関係要望先：国土交通省）</li> <li>騒音・振動全般に係わる苦情・紛争の処理（平成27年度苦情件数：120件、現場調査：387件）</li> </ol>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,184	248	243	
需用費	180	242	243	消耗品等
役務費	15	0	0	測定器検定手数料等
備品購入費	989	0	0	騒音計3台
使用料及び賃借料	0	6	0	騒音振動連絡会会場使用料
人件費 B	20,862	20,442	21,111	
職員人工数	3.11	3.00	3.04	
職員人件費	20,862	20,442	21,111	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	22,046	20,690	21,354	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	22,046	20,690	21,354	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数							単位	件	
目標・実績	目標値	0	達成年度	一 年度	25年度	0	26年度	0	27年度	0
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 法令等の遵守を前提とした指導的確に行っており、引き続き行政処分(改善命令、措置命令、施設使用停止・業務停止、許可取消)の件数が0となるよう監視指導、立入調査、苦情処理を行っている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法令等に基づく届出の受理や立入検査・測定等の業務であり、また、鉄道関係に係わる騒音・振動や航空機騒音の環境監視を行い、国等に対して要望活動を行っている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民等の利便性等に係わるものではないため、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	---------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	届出の受理や立入検査、事業者への指導等の業務のほか、新幹線及び航空機に係わる実態調査業務のため、委託できる業務はない。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	法定受託事務や行政処分を伴う事務を行っており、行政が主体的に進めていくものである。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	本市は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、航空機騒音など公害のまちとしての歴史が根深いため、今後も法定受託事務の実施にとどまらず、現地調査を行うなど、公害の未然防止に努めることが市としての責務である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、関係法令に基づく監視業務等を行っていく。
--------	---------------------------

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	環境保全対策推進事業費	4N31	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成19年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境創造課
		所属長名	吉岡 辰郎

① 事業概要

事業実施趣旨	地球温暖化問題は人類の喫緊の課題であり、本市においても、地方公共団体実行計画(区域施策編、事務事業編)を策定し、CO2削減に取り組む。CO2削減方策としては、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーに向けた取組などに重点が置かれている。
対象(誰を・何を)	市民、事業者、行政
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民、事業者、行政が協働して地域における地球温暖化対策に取り組み、市民一人ひとりのライフスタイルの変革や、環境関連産業の活性化などが進んだ「ECO未来都市あまがさき」を実現する。
事業概要	地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市内の温室効果ガス排出量を把握するとともに、市民・事業者への普及啓発事業等を実施する。また、市の事業活動における環境負荷の継続的な低減や良好な環境の創造を推進するため尼崎市環境マネジメントシステムを運用する。
実施内容	<p>1 自然エネルギー等導入促進事業(平成23年度～)平成27年度事業費326千円 太陽光発電の普及促進と災害時の非常用電源の確保を図るため、公共施設での屋根貸し事業を行ったところ、1施設について事業協定を締結し、平成28年度中に前年度の2施設と合わせ、合計約81.4kWの設備が設置される予定である。また、太陽光発電をPRするため、事業実施施設に掲げる横断幕を4枚作成した。</p> <p>2 立体緑化推進事業(平成19年度～)平成27年度事業費2,901千円 学校園等で壁面緑化を実施。(1)市内保育所、幼稚園、小学校等87施設にゴーヤ苗約1,400株・種28袋・肥料90袋配布。(2)3回の緑化講習会に83人参加。</p> <p>3 環境マネジメントシステム推進事業(平成19年度～)平成27年度事業費1,255千円 市の事務・事業が環境に与える負荷の低減等を図るため、本システムにより、効率的な管理と継続的な改善を行う。</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	4,861	4,482	4,258	
需用費	332	445	742	横断幕、ポスター・チラシ等の作成
委託料	4,288	3,985	3,371	立体緑化・環境マネジメントシステム
報償費	41	42	102	
使用料及び賃借料	200	10	43	
人件費 B	25,273	14,294	16,103	
職員人工数	3.11	1.72	1.89	
職員人件費	24,588	13,631	15,116	
嘱託等人件費	685	663	987	
合計 C(A+B)	30,134	18,776	20,361	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	3,721	3,227	2,569	環境基金繰入金
一般財源	26,413	15,549	17,792	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市域内のCO2排出量							単位	千t-CO2	
目標・実績	目標値	3,361	達成年度	32年度	25年度	3,551	26年度	3,253(速報値)	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成32年における削減目標「15%以上削減(平成2年比、第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画)」に対して、平成26年度速報値は約18%削減(平成2年比)となり、目標を達成した。今後も引き続き、さらなる削減を目指す。(平成27年度実績値は現時点において算出不可)									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地球温暖化対策の推進に関する法律の中で、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することされており、市域内の温室効果ガス排出量の削減を目的として様々な施策を実行する本事業の推進は、地方公共団体の責務である。また、平成25年3月には、取組が評価され、国から環境モデル都市にも選定されており、その目標とする「ECO未来都市あまがさき」の実現のためにも、必要な事業である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	広く多くの市民に環境問題に対する意識を高めてもらうものであり、参加の拡大を図る上でも受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	自然エネルギー等導入促進事業における公共施設での屋根貸し事業の実績について、阪神間では、西宮市において、8施設の募集を実施し、3施設で事業者が決定した。(平成27年度)立体緑化推進事業については、阪神間の多くの自治体で、公共施設の壁面緑化を中心に実施されている。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	すでに民間委託の余地がある業務については委託済である。 委託実施業務 a)本庁舎南館等外壁緑化業務 b)尼崎市環境マネジメントシステム推進事業等業務
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	市民との協働について検討した結果、啓発事業の企画実施等について事業の整理を行い、平成27年度から環境保全の啓発・活動支援事業として市民団体が一部担うこととなった。
	現状 将来像	

⑧ 総合評価

総合評価	<p><b>拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然エネルギー等導入促進事業における公共施設での屋根貸し事業については、施設の工事計画や今後の利用方針等を立案し、募集可能な施設があれば順次調整を進めていく予定である。</li> <li>・平成28年度からは環境にやさしい自転車通勤を推進するため、市内事業所への通勤実態詳細調査、エコ通勤及びエコ通勤優良事業所認証制度の周知等を実施する。</li> </ul>
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	尼崎市環境基本計画の目指す環境像である「ECO未来都市あまがさき」を実現するために、本計画での目標体系の1つである「低炭素社会の形成」に向け、二酸化炭素排出量の削減が滞りがちな民生家庭部門での排出量削減や、環境モデル都市アクションプランにある市内環境産業の育成と活性化支援などの取組を強化する。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	省エネルギー活動支援事業費	4N35	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地球温暖化対策地域推進計画		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境創造課
所属長名	吉岡 辰郎		

① 事業概要

事業実施趣旨	市内事業者の省エネ設備導入を促進することで、市域内のCO2削減及びエネルギーコスト削減を図るとともに、設備施工業者に対しても、「尼崎市省エネ診断員」としてスキルアップを図ることで、市内事業者の競争力強化に貢献するなど、環境と産業の共生に寄与する。
対象(誰を・何を)	市内中小企業
求める成果(どのような状態にしたいか)	市内中小企業が効果的に省エネ設備を導入することで、市域内のCO2が削減されるとともに、省エネ関連事業に携わる事業者の競争力が強化され、市内経済が活性化されている。
事業概要	市内の省エネ設備導入を促進することで、市域内のCO2及びエネルギーコスト削減を図るとともに、設備施工業者に対しても、「尼崎市省エネ診断員」としてスキルアップを図ることで、企業の競争力強化に貢献し、環境と産業の共生に寄与する。また、「尼崎市省エネ診断員」となるために必要な資格等の取得についても支援を行う。
実施内容	<p>1 無料省エネ診断の受診促進 市内中小企業を対象に、無料省エネ診断を周知し、受診の促進を図る。また、市内企業を対象とした省エネセミナーを実施する。 (省エネセミナー参加者 29人)</p> <p>2 尼崎市省エネ診断員の育成 エネルギー管理士等の資格保有者を対象に、登録制の「尼崎市省エネ診断員」制度を運用する。「尼崎市省エネ診断員」の提案に基づく設備導入については、中小企業エコ活動総合支援事業の設備導入補助の対象とする。 (尼崎市省エネ診断員の登録者 5人【参考】尼崎市省エネ診断員の提案による設備導入補助利用件数 15件) また、新たに、エネルギー管理士、エネルギー診断プロフェッショナルの資格を取得するとともに、「尼崎市省エネ診断員」制度に登録した者に、受験料の1/2(最大35千円)を補助する。 (補助件数 1件)</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	41	84	328	
需用費	41	62	13	リフレット作成
負担金補助及び交付金	0	22	315	講習受講費補助
人件費 B	4,164	3,754	2,429	
職員人工数	0.44	0.39	0.22	
職員人件費	3,479	3,091	1,760	
嘱託等人件費	685	663	669	
合計 C(A+B)	4,205	3,838	2,757	
C 国庫支出金				
市債				
その他	41	84	328	環境基金繰入金
一般財源	4,164	3,754	2,429	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市域内のCO2排出量						単位	千t-CO2		
目標・実績	目標値	3,361	達成年度	32年度	25年度	3,551	26年度	3,253 (速報値)	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成32年における削減目標「15%以上削減(平成2年比、第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画)」に対して、平成26年度速報値は約18%削減(平成2年比)となり、目標を達成した。今後も引き続き、さらなる削減を目指す。(平成27年度実績値は現時点において算出不可)									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	環境モデル都市に選定された本市にとって、CO2削減目標を掲げる環境モデル都市アクションプランを実行していくにあたり、事業者における省エネ機器の導入は削減目標の達成に効果的である。また、省エネ診断員制度による市内事業者のスキルアップと省エネルギーによる事業者の競争力強化は、市内経済の好循環に寄与する。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資格取得費補助は、CO2削減につながる事業であり、参加の拡大を図る上で、受益者負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間の自治体において、省エネ診断員の育成を行っているところはない。 参考(北九州市)中小企業省エネ設備導入促進事業 対象/中小企業者等 補助金額/経費の1/3で上限300万円(H27実績:138件、約193,000千円(未確定)) 省エネ診断員制度との連携/市が認定した講座等を修了した省エネ診断員による診断提案に従うものは加算評価して決定
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質(補助金)から、民間委託には馴染まない。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○	内容	事業者の主体的な活動に対し、市が補助を行う事業である。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	CO2削減に効果的な事業であり、また尼崎版グリーンニューディールで目指す環境と産業の共生を実現する事業であるため、引き続き実施していく。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	尼崎市省エネ診断員の登録数を増加させるため制度の周知方法を検討する。また、省エネ診断員制度の充実を図るため、省エネ設備導入補助事業以外にも連携できる事業がないか精査し、検討していく必要がある。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	環境モデル都市 グリーンビークル推進事業費	4N37	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地球温暖化対策地域推進計画		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。
局	経済環境局
課	環境創造課
所属長名	吉岡 辰郎

① 事業概要

事業実施趣旨	化石燃料の枯渇や地球温暖化問題、大気汚染の対策として、化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を低減するグリーンビークル(燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)など)の普及を目指す。
対象(誰を・何を)	事業者、市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	多様なグリーンビークルについて、それぞれの特徴に応じた活用が進み、低炭素社会、水素社会が構築されている。
事業概要	化石燃料の枯渇や地球温暖化問題、大気汚染の対策として、化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげるグリーンビークル(FCV、EV、HV、PHVなど)の普及を目指し、事業者へのグリーンビークルの導入支援など普及啓発を行う。
実施内容	<p>1 グリーンビークルの推進</p> <p>(1)運送事業者を対象としたグリーンビークル導入補助(緑ナンバー) ※国土交通省、兵庫県と協調補助</p> <p>①天然ガストラック(4t未満) 7台 938千円 ②ハイブリッドトラック(4t未満) 10台 1,300千円</p> <p>(2)事業者を対象としたグリーンビークル導入補助(白・黄ナンバー) ※兵庫県と協調補助</p> <p>①燃料電池自動車(FCV) 2台 1200千円 ②電気自動車(EV) 1台 250千円</p> <p>(3)尼崎市燃料電池自動車シンポジウムの開催</p> <p>開催日:平成27年5月21日 場所:尼崎市中小企業センター</p> <p>講演者:近畿経済産業局、岩谷産業㈱、トヨタ自動車㈱ 参加者:149人</p> <p>2 事業者の電気自動車用充電器設置の推進</p> <p>公共性を有すると認められる充電器を設置したものに、導入費用の一部を補助し、EVの普及を推進する。</p> <p>補助実績0件</p>

② 事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	4,202	16,665	
報償費		27	0	シンポジウム講演者報償費
需用費		210	157	
役務費		131	166	市内グリーンビークル保有台数調査
使用料及び賃借料		146	0	シンポジウム会場使用料
負担金補助及び交付金		3,688	16,342	グリーンビークル導入補助
人件費 B	0	3,091	3,788	
職員人工数		0.39	0.39	
職員人件費		3,091	3,119	
嘱託等人件費			669	
合計 C(A+B)	0	7,293	20,453	
C 国庫支出金				
県支出金		1,841	3,871	
市債				
その他		1,239	11,423	
一般財源	0	4,213	5,159	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内におけるグリーンビークル(軽自動車を除く)保有台数						単位	台			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	11,289	26年度	13,278	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市内グリーンビークル保有台数を増加させることが目標となる。目標数値の設定は平成28年度の課題として検討中。 (平成27年度実績値は平成28年8月以降に判明予定。現時点において算出不可能。)										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	環境負荷の低いグリーンビークルを普及させることは、化石燃料の枯渇や地球温暖化問題、大気汚染の対策として有効であり、環境モデル都市アクションプランの取組「コンパクトな市域を最大限活かしたモビリティマネジメントとグリーン・ロジスティクスの推進」「官民連携による次世代エコカーやカーシェアリング等の普及促進」の実現や、CO2削減目標の達成にも寄与する。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	補助、啓発事業であり、受益者負担の考えは馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	車種や補助率は様々であるが、県内では、尼崎市以外に、神戸市、姫路市、西宮市、芦屋市、川西市で低公害車等の補助が実施されている。燃料電池自動車(FCV)の補助については、神戸市は平成26年度から、芦屋市と姫路市は平成27年度から実施。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質(補助金)から、民間委託には馴染まない。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				グリーンビークルの普及促進のため、事業者に対し国や兵庫県と協調して市が補助を行うものである。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状		●																								
将来像		○																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持	CO2排出量の削減や大気汚染対策に効果的な事業であり、環境モデル都市として、快適で住みよい低炭素社会の実現を目指して今後も引き続き実施していく。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	国や兵庫県との協調補助であることから、それぞれの動向を見ながら本市としての補助対象車種等についても随時検討をしていく。また、事業者の電気自動車用充電器の設置補助については、利用の実績がないため、改めて事業者のニーズを把握し、事業の必要性も含めた内容の見直しを行う。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	環境モデル都市 スマートコミュニティ推進事業費	4N38	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地球温暖化対策地域推進計画		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境創造課
所属長名	吉岡 辰郎		

① 事業概要

事業実施趣旨	環境モデル都市実現に向けて、再生可能エネルギーなどを最大限活用し、エネルギーの消費を最小限に抑えるスマートコミュニティ(以下スマコミ)の構築と、地域経済の活性化につながる仕組みづくりを目指す。スマコミは、街の価値を高め、環境意識の高い市民の定住・転入の促進にもつながる。
対象(誰を・何を)	開発事業者、市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	市内においてエネルギーマネジメント(以下AEMS)が進み、地域の電力消費が抑制されることで、低炭素社会が形成される。また、地域経済の好循環が生まれることで、エネルギーコストも抑えられる。最終的には住みやすい街として、市人口が増加していく。
事業概要	環境モデル都市の実現に向けて、再生可能エネルギーなどを最大限活用し、エネルギーの消費を最小限に抑えるスマコミの構築と、AEMSを活用した夏期電力逼迫時のクールスポット(地域商店、商業施設など)への誘導など、地域経済の活性化につながる仕組みづくりに対し、支援を行う。
実施内容	スマコミの構築と地域経済の活性化につながる仕組みづくりに対し、支援を行う。 1 HEMS等導入補助 (1)対象: 開発事業者 (2)要件: 原則1ha以上の住宅開発に際し、ホームエネルギーマネジメントシステム(以下HEMS)を導入し、AEMSに関する取組を実施するとともに、それらを活用した地域経済の活性化につながる取組を実施する。補助対象者には、一定期間電力逼迫時のデマンドレスポンスの実施と電力消費量のデータ提供を義務付ける。 (3)補助金額: HEMS、AEMSの導入、それらを活用した地域経済の活性化につながる取組を実施した住宅開発において、1戸あたり30千円を補助する。 (4)平成27年度補助実績 277戸 8310千円 2 スマコミの周知、啓発 スマコミの考え方を広め、理解を深めるために、尼崎市ホームページや環境イベントなどを通して周知、啓発を行う。

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	8,310	22,877	
需用費		0	377	
負担金補助及び交付金		8,310	22,500	HEMS等導入補助
人件費 B	0	3,278	4,188	
職員人工数		0.33	0.44	
職員人件費		2,615	3,519	
嘱託等人件費		663	669	
合計 C(A+B)	0	11,588	27,065	
C 国庫支出金の財源内訳				
県支出金				
市債				
その他		8,310	22,877	
一般財源	0	3,278	4,188	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市域内民生家庭部門のCO2排出量						単位	千t-CO2		
目標・実績	目標値	397	達成年度	32年度	25年度	597	26年度	576(速報値)	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成27年度に、尼崎版スマートコミュニティを1事業認定したが、デマンドレスポンスの実施など、実際の事業開始は平成28年度となるため、現時点で平成27年度の達成状況を測ることはできない。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市の環境モデル都市アクションプランの取組「快適で暮らしやすい低炭素まちづくりの推進」スマートコミュニティの構築」の実現に資する事業であるとともに、市内経済の活性化につながる取組を募集要件に付与したことで、環境モデル都市としての目標の一つである「環境と経済の共生」を具体化する事業となっている。さらに、スマートコミュニティの構築は、街の価値を高め、市民の転入・定住の促進にもつながることが期待できる。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 補助、啓発事業であり、受益者負担の考えは馴染まない。

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	CO2削減を目的としたHEMS導入補助事業は多数の都市で実施されているが、本事業のようなHEMS導入とAEMS、地域経済の活性化を組み合わせた事業は、千葉県柏市が環境未来都市の取組として実施しているほかには前例がない。(千葉県柏市「柏の葉スマートシティ」: 集合住宅の管理会社が、電力逼迫時には、隣接する商業施設のクーポンを発信するなどのデマンドレスポンスを実施。)
--------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 事業の性質(補助金)から、民間委託には馴染まない。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将築像 ● ○
内容	事業者の主体的な活動に対し、市が補助を行う事業である。

⑧ 総合評価

総合評価	<p><b>拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎版スマートコミュニティを推進することは、CO2削減だけでなく、尼崎グリーンニューディールで目指す「環境と産業の共生」の実現につながるため、引き続き実施していく。</li> <li>・平成28年度からは、大規模開発事業だけでなく、戸建住宅を対象とした自動車・住宅充電システム(V2Hシステム)の導入に対する補助を行うことで、スマートハウスの普及促進も図る。</li> </ul>
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	既存事業の進捗や効果測定を行いながら、民生家庭部門のCO2削減へとつながるスマートコミュニティ(スマートハウス)の普及促進に努める。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	職員安全衛生事業費	4R1A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	労働安全衛生法、労働安全衛生規則 等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	環境事業担当（資源循環課・業務課・クリーンセンター）職員の安全な職務遂行のため、労働安全衛生法第17条及び第24条に基づき、当該職員に対し、それぞれの職務内容に応じた手袋・安全靴及びマスクなど、労働安全衛生上必要な品目を貸与する。
対象（誰を・何を）	職員（環境事業担当）
求める成果（どのような状態にしたいか）	環境事業担当職員の労働災害等を防止する。
事業概要	環境事業担当職員の職務遂行に際して、手袋・安全靴等を貸与することにより、労働安全衛生の向上を図る。
実施内容	<p>・労働安全衛生法第17条及び第24条において事業者等の責務として、労働災害を防止するための必要な措置等を講ずることと定められている。現在、安全保護具については、労働災害の防止・リスクアセスメント・職場巡視等を行う環境事業担当安全衛生委員会、及び環境事業担当貸与品検討協議会で、見直しや新たな必要性を検討しながら、環境事業担当貸与品検討協議会要綱に基づき、職員の職務に応じて必要な品目、数量を貸与している。</p> <p>・新規採用者、異動者、臨時職員等については各職務毎に初期貸与として固定品目を貸与している。</p> <p>・全20品目 手袋類8 マスク類3 運動靴(長靴含)3 安全靴類5 雨合羽1</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,256	3,229	3,167	
需用費	3,256	3,229	3,167	貸与品等
人件費 B	2,135	2,140	2,639	
職員人工数	0.27	0.27	0.33	
職員人件費	2,135	2,140	2,639	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	5,391	5,369	5,806	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	5,391	5,369	5,806	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	環境事業担当職員における労働安全率 [[貸与対象職員数－労働災害数]÷貸与対象職員数]×100]						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	25年度	99	26年度	99	27年度	99
27年度の目標に対する達成状況	<p>■(概ね)達成 □ やや達成できず □ 回った</p> <p>毎年度、それぞれの職務に応じた手袋・安全靴等を貸与することで、労働災害の発生防止に努めている。近年、労働災害発生件数は減少傾向にあるが、軽微な労働災害が発生している。</p>									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>&lt;必要性&gt; 環境事業担当職員の安全な職務遂行のため、労働安全衛生法第17条及び第24条に基づき貸与する必要がある。</p> <p>&lt;有効性&gt; 労働災害等の防止に繋がっており、有効である。</p>
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																											
委託等の可能性	<p><input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記以外</p> <p><input type="checkbox"/> 委託等の余地有</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無</p>																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						●	将来像						○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状						●																						
将来像						○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	リスクアセスメント・職場巡視等を行う安全衛生委員会や、貸与品検討協議会で、協議を重ね貸与品の選定を行い、それぞれの職務に応じた手袋・安全靴等を貸与することにより、職員全体の労働災害等を防止するため、今後も継続していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	環境事業担当職員に、それぞれの職務に応じた手袋・安全靴等を貸与することにより、さらなる労働災害等の防止に努めるとともに、作業を行う上での必要性を把握しながら貸与する品目の質を維持し、時代の変化に合わせた見直しを行っていく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	産業廃棄物対策事業費	4R1K	事業分類	法定事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和46年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	産業廃棄物対策担当
所属長名	後藤 修志		

①事業概要

事業実施趣旨	安全かつ適正に産業廃棄物を処理することができるような体制を整備すべく、これまで不適正処理対策を内容とする規制の強化を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により行ってきたところである。排出事業者による適正な処理の確保、産業廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化の推進等長期的な産業廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会づくりを、引き続き、進めていく必要がある。
対象(誰を・何を)	産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物排出事業者等
求める成果(どのような状態にしたか)	長期的な産業廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会をつくる。
事業概要	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可を行うとともに、排出事業者及び処理業者に対し産業廃棄物の適正処理の指導、監督及び啓発等に努めることにより、生活環境の保全を図る。
実施内容	1 産業廃棄物処理業等の許可業務を行う。 2 排出事業者、許可業者への立入調査等により、産業廃棄物の適正処理の徹底・促進を図る。 3 使用済自動車引取業及びフロン類回収業の登録並びに解体業及び破砕業の許可を行うとともに、立入調査等により適正処理の徹底を図る。 4 焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果の徴収等を行い、基準を満たすよう排出事業者及び許可業者を指導する。 5 建設リサイクル法に基づき、建設系廃棄物の不適正処理の防止に向けた指導を行う。 6 廃棄物処理研修会の開催及び「適正処理パンフレット」の発行等により、排出事業者及び許可業者への指導啓発を行う。 7 PCB特措法に基づき、PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の促進を図る。 8 東海岸町地先埋立事業にあたり、生活環境に支障を生ずることなく事業を進めるため、処分場及び基地等を監視する。 9 産業廃棄物の不法投棄防止等適正処理の確保を図るため、排出事業者に対して、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用の指導を行う。

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,690	2,762	3,161	
旅費	95	50	154	会議出席旅費等
需用費	370	487	437	消耗品費等
委託料	2,225	2,225	2,520	報告書徴収入力業務委託等
報償費	0	0	50	委員謝礼
人件費 B	46,915	43,677	44,075	
職員人工数	6.00	5.00	5.00	
職員人件費	44,957	39,625	39,990	
嘱託等人件費	1,958	4,052	4,085	
合計 C(A+B)	49,605	46,439	47,236	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他	4,314	3,944	3,813	産業廃棄物処理業等許可申請手数料
一般財源	45,291	42,495	43,423	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	行政処分件数							単位	件	
目標・実績	目標値	0	達成年度	29年度	25年度	0	26年度	2	27年度	0
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 回った		不適正処理対策を関係法令に基づき強化し、排出事業者による法を遵守した処理の確保を図るなど長期的な産業廃棄物の適正処理体制を構築しており、その結果、行政処分は、0件であった。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定受託事務である。
---------	------------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	産業廃棄物収集運搬業許可等に関し、手数料を徴収している。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令により、実施主体は市と定められているが、可能な部分については、既に委託済である。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	法定受託事務である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	産業廃棄物を取り巻く社会情勢が日々変化し、その排出抑制や資源循環、適正処理の確保を目的とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が度々改正される中、産業廃棄物処理業者等に対する広報、啓発、指導の徹底により、生活環境の保全がされてきた。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正をはじめとする、安全かつ適正に産業廃棄物を処理するために国が行う体制整備に注視しながら、引き続き、法定受託事務である産業廃棄物処理業等の許可関連事務を行う。
--------	---



平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	施設管理事業費	4R21	事業分類	内部管理事業
根拠法令	浄化槽法、消防法、水道法 等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和51年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	庁舎・設備等の老朽化が進んでいるなか、適切な修繕及び工事を実施し、業務に支障がないよう維持管理を行っている。
対象 (誰を・何を)	大高洲庁舎等の施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	日常業務に支障をきたさないよう適正・効率的な維持管理と、安全に業務を遂行できる職場環境を作る。
事業概要	大高洲庁舎等を適正に維持管理するとともに、職場環境の美化保全に努め、快適な職場環境作りを図る。
実施内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工年 昭和51年(大高洲町8番地)</li> <li>・構造等 鉄筋コンクリート造3階建て</li> <li>延床面積 3,499㎡</li> <li>敷地面積 25,337㎡</li> </ul> <p>・設備 事務室、会議室、食堂、休憩室、ポイラー一室、浴場、車庫等</p> <p>・管理 直営管理</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎、設備の維持管理(修繕、工事)</li> <li>・浴場業務</li> <li>・委託業務(清掃、消防設備、浄化槽、高架水槽、空調設備等)</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	30,647	60,099	39,401	
需用費	10,807	11,705	11,565	燃料費、修繕費等
役務費	10,535	11,140	887	電話料、手数料
委託料	7,767	13,670	14,887	保守点検業務等委託料
使用料及び賃借料	996	981	1,017	電話交換機賃借料等
その他	542	22,603	11,045	原材料、工事請負費等
人件費 B	18,094	10,268	11,387	
職員人工数	1.27	1.06	1.19	
職員人件費	10,041	8,401	9,518	
嘱託等人件費	8,053	1,867	1,869	
合計 C(A+B)	48,741	70,367	50,788	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	1,247	648	1,216	実費弁償金
一般財源	47,494	69,719	49,572	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 日常業務に支障をきたさないよう適正・効率的な維持管理と、安全に業務を遂行できる職場環境作りに努めた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>&lt;必要性&gt; 昭和51年に竣工された施設のため、老朽化による修繕等は、施設の維持管理を行う上で必要である。また、保守管理業務等は、法令等で定められているため必要である。</p> <p>&lt;有効性&gt; 庁舎・設備の軽微な修繕等については、限られた予算の範囲内で職員による修繕等を行い、専門的な知識を伴う保守点検業務等は民間委託している。</p>
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	専門的な知識を伴う保守管理業務等(清掃、消防設備、浄化槽、高架水槽、空調設備、修繕工事等)を民間委託しているが、緊急性を要する軽微な修繕については日常業務等に支障をきたすことから、直営修繕が必要である。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 現状、委託すべき業務は委託している。

⑧総合評価

総合評価	<p><b>維持</b></p> 軽微な修繕等は職員で行うことで経費の抑制を図りながら、適正・効率的な維持管理を行い、快適な職場環境作りを努めている。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	庁舎・設備の状況を把握しながら予防保全に努め、適切な修繕・工事を行っていく。また、庁舎空調機の冷媒フロンガスが生産中止となることから、故障時の対応が困難となるため、空調機器の更新時期の検討を行う。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	車両整備事業費	4R2K	事業分類	内部管理事業
根拠法令	道路運送車両法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

① 事業概要

事業実施趣旨	じんかい収集車両を安全かつ安定的に稼働させる必要があるため、適宜車両の点検や修繕等を行う。
対象 (誰を・何を)	環境事業担当所管車両68台(じんかい収集車51台、軽自動車11台、小型自動車4台、原付2台)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	車検、点検及び修繕を行い、車両の安全の確保や故障を予防することで効率的な運用を図り、じんかい収集業務等を円滑に行う。
事業概要	じんかい収集業務等を円滑に行うため、道路運送車両法等に基づき業務用車両の車検、点検及び修繕を行う。
実施内容	平成21年度から行財政構造改革推進プランによる車両、架装点検及び修繕の外注拡大により、人員削減(4名から2名)を実施した。 <実施内容> 1 軽微な車両及び架裝修繕 2 車両が道路運送車両法等保安基準に適合し、かつ適正な点検及び修繕が行われているかの確認を行い、合わせて点検、修繕の契約事務を行っている。 <平成27年度実績>

1. 車検	3. 12ヶ月点検
・軽自動車 6台	・軽自動車 4台
・小型自動車 4台	4. 車両一般修理 417台
・じんかい収集車 51台	5. 架装隔月点検 255台
2. 6ヶ月点検	6. 架装年次点検 51台
・軽自動車 11台	7. 架装一般修理 229台
・小型自動車 4台	
・じんかい収集車 51台	

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	28,378	28,484	28,687	
需用費	28,275	28,381	28,584	消耗品費、燃料費、修繕費
委託料	103	103	103	クレーン点検委託料
人件費 B	12,175	12,442	14,076	
職員人工数	1.54	1.57	1.76	
職員人件費	12,175	12,442	14,076	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	40,553	40,926	42,763	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	40,553	40,926	42,763	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	車両の安全稼働率 [[ (年間稼働台数 - 路上故障台数) ÷ 年間稼働台数 ] × 100]							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	25年度	100	26年度	100	27年度	100
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 車検、点検を道路運送車両法に基づき適正に実施したことにより、じんかい収集業務等を円滑に行うことができた。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<必要性> 道路運送車両法等に基づき、業務用車両の車検、点検及び修繕を行う必要がある。  <有効性> じんかい収集業務等を円滑に行い、市民の快適な生活環境を確保することができ、有効である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	業務用車両の車検、点検及び一部の修繕については業者に委託しているが、短時間または軽微な修繕については、ごみ収集業務等に支障をきたすことから、緊急性が求められるため、自家修繕が必要である。

⑧ 総合評価

総合評価	<b>維持</b> 道路運送車両法等に基づき業務用車両の車検、点検及び修繕を適正に行うなか、じんかい収集業務等を円滑に行うことができた。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	じんかい収集業務等を円滑に行うため日常業務を行いながら、日常点検をより充実させ予防整備の強化を図っていく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	全国都市清掃会議等負担金	4R41	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	消除法、危険物の規制に関する規則 等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和59年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	産業廃棄物対策担当、資源循環課、クリーンセンター
所属長名	後藤 修志、檀野 浩司、井上 義啓		

① 事業概要

事業実施趣旨	各会議等から清掃事業に関する情報提供を受けたり、会員相互の情報交換を行い、法令等で定められた各種講習会等を受講することで、業務遂行上必要な専門知識・専門技術等を習得するため、各会議、各講習会等へ会費や負担金を支出し、総会や講習会等へ参加している。			
対象(誰を・何を)	職員			
求める成果(どのような状態にしたいか)	それぞれの会議が適正に運営されることにより、各種情報の収集や国への要望を効率的に行い、清掃事業の円滑な推進、住民の生活環境の向上、資源の有効利用の促進等を図る。また、業務遂行に必要な資格取得のための各種講習会等を受講することにより、情報の収集や技術の向上を図る。			
事業概要	清掃事業の効率的な運営及び技術的改善に関する情報収集、さらには環境省への要望を効率的に行うことができる(公社)全国都市清掃会議に対し、会費を支出するほか、その他清掃関係等に係る負担金、分担金及び会費を支出する。			
実施内容	(公社)全国都市清掃会議等に対し会費を支出する。また、その他業務遂行に必要な資格取得のための講習会等への負担金を支出する。			
	(担当課:資源循環課) (円)		(担当課:クリーンセンター) (円)	
	会費・負担金名	決算額	会費・負担金名	決算額
	全国都市清掃会議会費	243,000	近畿ポイラーター主任技術者会費	20,000
兵庫県都市清掃事務協議会会費	16,000	ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連協会会費	25,000	
兵庫県自動車整備振興会会費	12,000	危険物取扱者保安講習会出席者負担金	14,100	
車両検査主任研修会出席者負担金	6,500	自衛消防業務講習出席者負担金	102,800	
基地別協議会負担金	10,000			
	(担当課:産業廃棄物対策担当) (円)			
	会費・負担金名	決算額		
	近畿ブロック廃棄物処理対策推進協議会分担金	80,000		

② 事業費

	(単位:千円)			
	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	547	529	616	
負担金補助及び交付金	547	529	616	
人件費 B	1,977	2,774	3,599	
職員人工数	0.25	0.35	0.45	
職員人件費	1,977	2,774	3,599	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,524	3,303	4,215	
C 国庫支出金の財源内訳				
県支出金				
市債				
その他	80	80	80	産業廃棄物許可申請手数料
一般財源	2,444	3,223	4,135	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		より効率的かつ継続的な廃棄物の資源化を進めるため、(公社)全国都市清掃会議を通じて国に対し、法制度の改正、見直しを求めており、今後も積極的に働きかける予定である。また、業務遂行に必要な資格取得のために開催される各団体の各種講習会等を受講することにより、情報の収集や技術の向上を図った。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<必要性> (公社)全国都市清掃会議においては、清掃事業の円滑な推進、住民の生活環境の向上、資源の有効利用の促進等に向け、情報収集や国への要望を行っているため、当該会議の会員となることは必要である。その他の会議等についても、それぞれの場で情報収集や技術の向上ができ、講習会等については職務遂行上法令等で受講が義務付けられているものもあるため、必要である。 <有効性> 各会議等で得た情報等を、本市の清掃事業の推進に活用している。また、講習会等を受講することにより、職務遂行上必要となる知識・技術を習得することができている。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)においても、本市と同様に(公社)全国都市清掃会議等負担金を負担している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	地方公共団体や組合が会員となる会議や、職務遂行上必要な資格等に係る講習会等である。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	各会議等の会員となるのは、地方公共団体等であり、職務遂行上必要な講習会等の受講は、地方公共団体職員である。
現状/将来像	● ○	

⑧ 総合評価

総合評価	維持	今後も本市の清掃事業を円滑に行うため、継続して各会議等の会員となり、多種多様な情報収集を行うことが必要である。また、安全かつ適正な業務の遂行にあたり、法令等で講習会等の受講が義務付けられているものもあるため、今後も継続していく。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	当該負担金の支出については、ごみの減量化やリサイクルの推進を図る中で必要な経費であると考えている。今後、さらなる適正な運営のため見直しができる事項があれば、各会議等へ要望を行っていく。
--------	--

# 平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	ごみ減量・リサイクル推進事業費	4S1A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本計画(評価:無) 等		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成13年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

## ①事業概要

事業実施趣旨	平成23年策定の尼崎市一般廃棄物処理基本計画では、平成32年度までに平成21年度と比べて約11%のごみ減量目標を設定しており、ごみ減量・リサイクルを促進するため、市民・事業者のさらなる取組が必要である。
対象(誰を・何を)	市民(一部小学生4~6年生を対象)・事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民・事業者・行政の三者が相互に理解を深め、協働で地域に内在する力を最大限に活かす取組を行うことで、ごみ減量・リサイクルを促進し循環型社会を構築する。
事業概要	事業系古紙リサイクルシステムの運用促進、子どもごみマスター制度の実施及び市民工房の管理運営事業など、ごみ減量・リサイクル施策の展開を図る。
実施内容	①「エコあま君」紙資源リサイクル事業(事業開始 平成14年度) 事業者・行政の協働の取組により構築したNPO法人が運用する、事業系古紙のリサイクルシステムを活用して、支所等の古紙リサイクルを行うとともに、当該古紙を用いて製造したトイレットペーパー(エコあま君)を、公衆便所等で使用する。 ②小学生向けごみ減量・リサイクル啓発事業(事業開始 平成19年度) 子どもごみマスター制度の事業実施を委託(提案型事業委託)、小学校でのごみ出前教室講座の実施や、啓発冊子を活用した子どもごみ分別等の取組への積極的評価により、子どもたちのごみ減量・リサイクルを継続する意欲を高める。 ③市民工房管理運営事業(事業開始 平成21年度) 啓発パネルの掲示や、家庭から排出された家具類等の展示・提供を実施し、ごみ減量・リサイクルの啓発を行う。 ④一般廃棄物処理基本計画に基づく啓発事業 「家庭ごみべんりちよう」、「事業系ごみパンフレット」や市公式ホームページなどを活用し、市民・事業者へごみ減量・リサイクルの啓発を行う。

## ②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	12,554	12,323	12,693	
需用費	793	609	899	ごみべんりちよう、集積所ポスター等
委託料	11,758	11,714	11,794	「エコあま君」事業系古紙リサイクルシステム業務、小学生向けごみ減量・リサイクル啓発業務等の委託
使用料及び賃借料	3	0	0	
人件費 B	22,118	21,721	16,723	
職員人工数	2.55	2.49	1.84	
職員人件費	20,160	19,733	14,716	
嘱託等人件費	1,958	1,988	2,007	
合計 C(A+B)	34,672	34,044	29,416	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他	12,554	12,323	12,693	市町村振興協会市町交付金
一般財源	22,118	21,721	16,723	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	焼却対象ごみ量								単位	t
目標・実績	目標値	136,299	達成年度	32年度	25年度	141,043	26年度	138,217	27年度	137,473
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 過去3か年、順調に減少している。(最終目標32年度)									

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>&lt;必要性&gt;ごみの減量・リサイクルを推進していくためには、市民・事業者・行政の各々が役割を認識し実践する必要がある。そこで行政の役割として、ごみの3R(リデュース・リユース・リサイクル)や適正処理手法等について市民等への学習機会を提供し意識の高揚を図るとともに、実践活動につながる取組を実施し、さらに、事業者が取り組む減量・リサイクル活動の支援・促進を行うことが必要である。</p> <p>&lt;有効性&gt;これら啓発事業の実施と事業活動の支援により、三者が各々の役割について相互に理解を深め、積極的な減量・リサイクルが進められている。</p>
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	ごみ減量・リサイクルについての市民や事業者への自主的な活動を促進することは市の責務であり、受益者負担になじむものではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>①「エコあま君」紙資源リサイクル事業…阪神間、類似中核市においても当事業に類似するような事業を実施する都市はない。</p> <p>②小学生向けごみ減量・リサイクル啓発事業…阪神間では、西宮市、伊丹市、川西市で小学校へ出前教室を実施。</p> <p>③一般廃棄物処理基本計画に基づく啓発事業…ごみべんりちよう等の印刷物による啓発は他都市でも実施。</p> <p>④市民工房管理運営事業…阪神間では、西宮市のみ実施。</p>
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	「エコあま君」紙資源リサイクル事業、市民工房管理運営事業、小学生向けごみ減量・リサイクル啓発事業については、既に委託している。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容	市民・事業者との連携を図り、ごみ減量・リサイクルについての啓発活動を行っている。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状		●																									
将来像		○																									

## ⑧総合評価

総合評価	維持	市民・事業者・行政それぞれが役割を分担し啓発活動に取り組むことにより、ごみ減量・リサイクルに寄与している。今後もごみ減量・リサイクルの促進を図る上で、欠かせない事業であることから、引き続き事業の充実を図り、維持していく必要がある。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き各事業を継続する中で、事業内容の充実を図っていく。また、平成28年度は、市民の紙資源のリサイクルを推進するため、協働推進員の協力のもとで啓発用パンフレットを市民に回覧することになっている。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	資源集団回収運動奨励金交付事業費 4S1K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等	事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本計画(評価:無) 等	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成3年度	款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造	項	25 清掃費
		目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	ごみ減量・リサイクルへの取組を促進するため、紙類・布類・缶類・ビン類の資源回収を実践している市民団体等に対して、回収量に応じた奨励金を交付するとともに、環境意識の高揚を図る。																																																									
対象(誰を・何を)	紙類・布類・缶類・ビン類の資源を集団回収しており、かつ市に登録している団体等																																																									
求める成果(どのような状態にしたいか)	団体等が主体的に取り組む資源集団回収運動を推進することにより、市民のリサイクルへの関心、環境への意識が高まるとともに、ごみ減量・リサイクルが促進される。																																																									
事業概要	ごみ減量・リサイクルを促進するため、紙類・布類・缶類・ビン類の資源回収を実践している市民団体等に対して、回収量に応じた奨励金を交付する。																																																									
実施内容	1. 補助金交付団体数について																																																									
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>補助金交付団体数</td> <td>562団体</td> <td>561団体</td> <td>567団体</td> <td>564団体</td> <td>561団体</td> </tr> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	補助金交付団体数	562団体	561団体	567団体	564団体	561団体																																													
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																																																					
補助金交付団体数	562団体	561団体	567団体	564団体	561団体																																																					
実施内容	2. 回収量(t)について																																																									
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紙類</td> <td>新聞</td> <td>5,165</td> <td>4,952</td> <td>4,757</td> <td>4,476</td> <td>4,106</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>2,351</td> <td>2,206</td> <td>2,142</td> <td>2,037</td> <td>1,934</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">布類</td> <td>段ボール</td> <td>1,274</td> <td>1,253</td> <td>1,271</td> <td>1,262</td> <td>1,217</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>49</td> <td>47</td> <td>45</td> <td>43</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">缶類</td> <td>布類</td> <td>315</td> <td>322</td> <td>321</td> <td>284</td> <td>272</td> </tr> <tr> <td>缶類</td> <td>180</td> <td>182</td> <td>190</td> <td>187</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ビン類</td> <td>ビン類</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>回収量合計</td> <td>9,335</td> <td>8,963</td> <td>8,727</td> <td>8,289</td> <td>7,754</td> </tr> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	紙類	新聞	5,165	4,952	4,757	4,476	4,106	雑誌	2,351	2,206	2,142	2,037	1,934	布類	段ボール	1,274	1,253	1,271	1,262	1,217	その他	49	47	45	43	38	缶類	布類	315	322	321	284	272	缶類	180	182	190	187	187	ビン類	ビン類	1	1	1	0	0	回収量合計	9,335	8,963	8,727	8,289
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																																																					
紙類	新聞	5,165	4,952	4,757	4,476	4,106																																																				
	雑誌	2,351	2,206	2,142	2,037	1,934																																																				
布類	段ボール	1,274	1,253	1,271	1,262	1,217																																																				
	その他	49	47	45	43	38																																																				
缶類	布類	315	322	321	284	272																																																				
	缶類	180	182	190	187	187																																																				
ビン類	ビン類	1	1	1	0	0																																																				
	回収量合計	9,335	8,963	8,727	8,289	7,754																																																				
実施内容	3. 奨励金について 回収量1kgにつき3円																																																									

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	24,896	23,315	23,439	
需用費	30	54	60	発送用封筒等
負担金補助及び交付金	24,866	23,261	23,379	奨励金(@3円/kg)
人件費 B	3,978	4,884	4,057	
職員人工数	0.27	0.38	0.27	
職員人件費	2,135	3,012	2,159	
嘱託等人件費	1,843	1,872	1,898	
合計 C(A+B)	28,874	28,199	27,496	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	24,897	23,315	23,439	市町村振興協会市町交付金
一般財源	3,977	4,884	4,057	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	年間回収量(尼崎市一般廃棄物処理基本計画の目標値)							単位	t	
目標・実績	目標値	14,680	達成年度	32年度	25年度	8,727	26年度	8,289	27年度	7,754
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 補助金交付団体数は横ばいであるが、紙類の発生抑制が進んだこと等により、回収量は減少傾向にある。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<必要性> 資源集団回収運動に奨励金を交付することは、ごみ減量・リサイクルに取り組む市民団体等の主体的な活動を促すうえで必要である。
	<有効性> 「燃やすごみ」の中に含まれる資源化可能な紙類を再資源化することにより、ごみの減量に寄与するとともに、リサイクルの意識を高める手段として有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国及び近隣市の補助額			
	芦屋市	4円/kg	三田市	紙類 6円/kg 布類・びん類・缶類 7円/kg
	西宮市	3円/kg	川西市	3円/kg
	伊丹市	4円/kg	宝塚市	なし
	宝塚市	3円/kg	国	なし

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○
内容	市民及び事業者が中心となって資源の回収運動を行い、市は運動を促進するために補助を行っている。

⑧総合評価

総合評価	<p><b>拡充</b></p> 資源集団回収運動を奨励することは、ごみ減量・リサイクルを推進するとともに、環境意識の高まりも期待できる。今後も資源集団回収運動の推進を図る。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	新たに活動始める人に向けた「資源集団回収の手引き」を作成し、新築マンション住民等に対する本制度の周知活動に活用し、活動団体数の増加を図る。 また、活動中の人に対しても、回収量増加等に関する情報を掲載した手引きを提供することで、1団体あたりの回収量の増加を図る。 さらに、協働推進員の協力のもとで市民に紙資源のリサイクルに係る啓発パンフレットを回覧し、紙資源の回収量の増加を図る。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	さわやか指導員制度事業費	4S2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本計画(評価:無) 等		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成4年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。
局	経済環境局
課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司

①事業概要

事業実施趣旨	ごみ減量・リサイクル及びごみ出しマナーの向上を図るため、主に社会福祉協議会等から推薦のあった市民にさわやか指導員を委嘱し、地域のパイプ役として地域住民に対する啓発や情報提供等の活動を行う。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	さわやか指導員を委嘱し、地域に密着した啓発活動等、足元からの取組を通じて、ごみ減量・リサイクルを推進する。
事業概要	ごみ減量・リサイクルを推進する地域リーダー的役割を果たす、さわやか指導員を委嘱し、地域住民に対して、排出マナーの徹底、ごみ減量の意識啓発や実践指導、情報の提供等を行う。
実施内容	<p>&lt;実施内容&gt;(括弧内は平成27年度実績)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区会議(上期)(6回) 各行政区毎、市からの情報提供・意見交換を行う。(533人)</li> <li>2 研修会(6回) 市の計画説明や、最新のごみの現状などについて説明を行い、さわやか指導員への情報提供とスキルアップを図る。(462人)</li> <li>3 施設見学会(3回) 施設見学会を実施し、さわやか指導員の環境意識や知識の向上を図る。(33人)</li> <li>4 地区議長会議(1回) 年間計画の策定や、当事業に関する意見の聴取等を行う。(参加4人)</li> <li>5 地区会議(下期)(6回) 各行政区毎、市からの情報提供・意見交換を行う。(483人)</li> <li>6 さわやか指導員数 (714人) ※平成28年3月末時点</li> </ol>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,552	2,593	2,830	
報償費	2,136	2,142	2,262	実費弁償相当額(3,000円/人)
需用費	163	156	167	封筒、コピー用紙、その他消耗品等
役務費	194	204	239	ボランティア災害保険料(300円/人)
使用料及び賃借料	59	91	162	地区会議等会場使用料
人件費 B	2,135	2,140	3,919	
職員人工数	0.27	0.27	0.49	
職員人件費	2,135	2,140	3,919	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,687	4,733	6,749	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他	2,553	2,593	2,830	市町村振興協会市町交付金
一般財源	2,134	2,140	3,919	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	さわやか指導員研修等参加率							単位	%		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	71	26年度	72	27年度	69
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	さわやか指導員研修等参加率については、ほぼ横ばいに推移している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>&lt;必要性&gt;さわやか指導員制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5の規定に準じて設置しており、全市民を対象とするごみ減量化施策を推進する上で必要である。また、ごみの減量・リサイクル、適正処理について地域できめ細やかに啓発活動を行っており、ごみの減量・リサイクルに寄与している。</p> <p>&lt;有効性&gt;さわやか指導員は、地域のごみ出しマナーや減量・リサイクルに係る問題点の集約を行い、市に情報提供していただくとともに、市の減量施策についてさわやか指導員を通じて地域に協力や理解を求めており、市と地域のパイプの役割を果たしている。</p>
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	本事業は行政が率先的な行動を示すことにより、地域でのごみ減量・リサイクルを促進するものであり、受益者負担に馴染むものではない。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>西宮市 ごみ減量等推進員 平成8年6月～ 557人</p> <p>伊丹市 クリーンいすみ推進員 平成9年6月～ 1,312人</p> <p>宝塚市 ごみゼロ推進員 平成6年～ 556人</p> <p>三田市 廃棄物減量等推進員 平成20年～ 159人</p> <p>※芦屋市は同様の制度なし。川西市は子ども向け啓発活動をするモニター20名募集。</p>
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							
内容	市は情報提供を行い、さわやか指導員が主体となって地域での啓発活動を行う。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	さわやか指導員は、ごみ減量・リサイクルや適正処理の地域リーダーとして活動しており、ごみ減量・リサイクルに寄与しているところである。引き続き、研修会・地区会議・施設見学会等を通じてさわやか指導員のスキルアップを図り、ごみ減量・リサイクルを推進していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	ごみ減量・リサイクルを推進していくため、社会福祉協議会に協力を依頼し、さわやか指導員不在地域(自治会)を解消していくとともに、新築マンション等での設置も呼びかけていく。また、個々のスキルアップを図るため、研修会・地区会議・施設見学会等の内容の充実を図る。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	じんかい収集事業費	4S3K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	-		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	業務課
所属長名	氏丸 善行		

① 事業概要

事業実施趣旨	市内一円から排出される一般家庭ごみについて、世帯数比で35%に相当する地域を直営地区として収集運搬を行うとともに、大型・臨時ごみの有料収集について、市内全域を直営により収集するものである。																																										
対象(誰を・何を)	直営地区から排出される定期収集ごみ(「燃やすごみ」、「びん・缶・ペットボトル」、「金属製小型ごみ」)、及び市内全域の大型・臨時ごみ																																										
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物を安定的かつ確実に継続して処理する。																																										
事業概要	一般家庭ごみの収集運搬を行う。																																										
実施内容	<p>【収集内容】</p> <p>①燃やすごみ:週2回定期収集                  ②びん・缶・ペットボトル:週1回定期収集                  ③金属製小型ごみ:月1回定期収集                  ④大型・臨時ごみ:「家庭ごみ案内ダイヤル」で受付、随時有料収集</p> <p>&lt;実施状況&gt; 収集量(直営分) (単位:t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やすごみ</td> <td>27,938</td> <td>27,215</td> <td>24,995</td> <td>24,949</td> <td>24,541</td> </tr> <tr> <td>びん・缶・ペットボトル</td> <td>2,228</td> <td>2,140</td> <td>2,164</td> <td>2,113</td> <td>2,048</td> </tr> <tr> <td>金属製小型ごみ</td> <td>502</td> <td>459</td> <td>453</td> <td>421</td> <td>436</td> </tr> <tr> <td>大型ごみ</td> <td>1,323</td> <td>1,264</td> <td>1,305</td> <td>1,169</td> <td>1,171</td> </tr> <tr> <td>臨時ごみ</td> <td>2,064</td> <td>2,034</td> <td>1,996</td> <td>1,816</td> <td>1,845</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34,055</td> <td>33,112</td> <td>30,913</td> <td>30,468</td> <td>30,041</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	燃やすごみ	27,938	27,215	24,995	24,949	24,541	びん・缶・ペットボトル	2,228	2,140	2,164	2,113	2,048	金属製小型ごみ	502	459	453	421	436	大型ごみ	1,323	1,264	1,305	1,169	1,171	臨時ごみ	2,064	2,034	1,996	1,816	1,845	計	34,055	33,112	30,913	30,468	30,041
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																																						
燃やすごみ	27,938	27,215	24,995	24,949	24,541																																						
びん・缶・ペットボトル	2,228	2,140	2,164	2,113	2,048																																						
金属製小型ごみ	502	459	453	421	436																																						
大型ごみ	1,323	1,264	1,305	1,169	1,171																																						
臨時ごみ	2,064	2,034	1,996	1,816	1,845																																						
計	34,055	33,112	30,913	30,468	30,041																																						

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	26,131	21,541	21,074	
需用費	20,466	20,436	19,786	作業用器材、燃料費等
役務費	133	134	134	携帯電話使用料等
使用料及び賃借料	87	91	120	電子複写機賃借料
委託料	455	880	882	交通安全研修業務委託
備品購入費	4,990	0	152	交通安全研修専用PC
人件費 B	788,486	790,376	788,878	
職員人工数	95.30	95.30	94.20	
職員人件費	753,442	755,253	753,412	
嘱託等人件費	35,044	35,123	35,466	
合計 C(A+B)	814,617	811,917	809,952	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	814,617	811,917	809,952	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	一般家庭ごみの収集運搬量(直営分)(成果指標の設定が困難なため、一般家庭ごみの収集運搬量を活動指標として設定している)		単位	t
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度
			25年度	30,913
			26年度	30,468
			27年度	30,041
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	市民に対する分別や再資源化といった適正排出に関する啓発を行っていることもあり、一般家庭ごみの収集運搬量は近年、減少傾向である。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、第6条第2項で「市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない」と地方公共団体の責務を定めており、市が処理主体となり家庭から排出されるごみを適正に処理しなければならない。このため、市域全体の適正処理の確実な遂行に向け、日々の処理状況や詳細な地理等を把握するとともに、ごみのカラス被害など多様化する市民需要に対応するため、排出マナーの啓発など全体的な取組もしている。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	一般家庭ごみの有料化については、受益者負担の考え方だけでなく、ごみの排出抑制を主な目的としており、現状はごみの減量が順調に進んでいることから、一般家庭ごみの有料化について検討は行っていない。
-----------------	--	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	類似都市(7市)の家庭ごみの収集体制(直営・委託比率)を見ると、船橋市47:53、横須賀市30:70、東大阪市46:54、姫路市36:64、西宮市34:66、倉敷市28:72、福山市50:50となっている。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	現行の委託においては、効率的かつ安定的な家庭ごみ収集を継続的に実施できているとともに、一定の経費削減効果を発揮しているが、委託業者が業務不履行に陥るなどの不測の事態が生じた場合のバックアップ体制を整えるため、一定規模の直営収集体制を保持する必要がある。今後は、更なる効率的な収集体制の構築について、検討・検証を行っていく。
--------	---	---

協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	内容	ごみの収集については、排出者の分別や再資源化といった適正排出への協力により効率化が図られるため、今後より一層の市民等の協力が必要となる。
	現状	A B C D E	
	将来像		○ ●

⑧ 総合評価

総合評価	維持	当該業務については、市民生活の根幹に関わる基幹的サービスであり、これまで適正処理の継続に努めてきたが、今後も引き続き、廃棄物処理法に基づいて、安定性、確実性、継続性を確保しつつ、一般家庭ごみの収集運搬を実施していく。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も、継続して安定的な処理を実施していくとともに、更なる効率的な収集体制の構築について、検討・検証を行っていく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	大型ごみ収集等事業費	4S3N	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成9年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。
局	経済環境局
課	業務課
所属長名	氏丸 善行

① 事業概要

事業実施趣旨	大型ごみ及び臨時ごみ等については、排出量、排出頻度とも排出者間の差が大きいことから、公平な費用負担を確保し、ごみ減量・リサイクルへの動機付けを図るため、有料で収集を行うものである。												
対象(誰を・何を)	・大型ごみ(指定品目外で最大の辺又は径が50cmを超えるもの(家具、寝具類など)) ・臨時ごみ(引越しや大掃除などで一度に多量に出るごみ)等												
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民の利便性の向上と制度の円滑な運用を両立できる申込受付体制及び手数料収納体制を確保する。												
事業概要	大型ごみ及び臨時ごみ等について、随時受付の上、有料収集を行う。												
実施内容	1 大型ごみ収集等事業 大型・臨時ごみ等の手数料を、ごみ処理券(300円券)及び臨時ごみ処理券(5,400円券)の購入により収納することとし、処理券の販売をコンビニエンスストア等の取扱店に委託する。 <平成27年度実施状況> ごみ処理券・臨時ごみ処理券販売実績(一般廃棄物処理手数料(歳入)決算額)計81,816,300円  2 大型ごみ受付センター事業 「家庭ごみ案内ダイヤル」において、土・日曜日、祝日も含めた、大型ごみ及び臨時ごみ等の収集申込受付及び家庭ごみ収集に関する全般的な案内体制をとる。 <平成27年度実施状況>大型ごみ案内ダイヤル受付件数 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>大型ごみ</td><td>63,269件</td></tr> <tr><td>臨時ごみ</td><td>5,906件</td></tr> <tr><td>小動物死体</td><td>2,155件</td></tr> <tr><td>問合せ(案内全般)</td><td>41,578件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>112,908件</td></tr> <tr><td></td><td>(9,409件/月、3,15件/日)</td></tr> </table>	大型ごみ	63,269件	臨時ごみ	5,906件	小動物死体	2,155件	問合せ(案内全般)	41,578件	合計	112,908件		(9,409件/月、3,15件/日)
大型ごみ	63,269件												
臨時ごみ	5,906件												
小動物死体	2,155件												
問合せ(案内全般)	41,578件												
合計	112,908件												
	(9,409件/月、3,15件/日)												

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	38,496	38,336	38,687	
需用費	3,688	3,638	3,721	大型ごみ・臨時ごみ処理券印刷
役務費	0	0	11	JANメーカーコード更新手数料
委託料	34,808	34,698	34,955	大型・臨時ごみ処理券販売業務委託料
人件費 B	31,466	31,542	31,832	
職員人工数	3.98	3.98	3.98	
職員人件費	31,466	31,542	31,832	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	69,962	69,878	70,519	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	69,962	69,878	70,519	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	ごみ処理券・臨時ごみ処理券販売実績(成果指標の設定が困難なため、ごみ処理券・臨時ごみ処理券販売実績を活動指標として設定している)							単位	千円		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	86,165	26年度	82,771	27年度	81,816
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 大型ごみ及び臨時ごみの収集運搬については、「家庭ごみ案内ダイヤル」への収集申込を行い、「ごみ処理券・臨時ごみ処理券」により手数料を納付するという現行の体制が、市民に十分に定着し、大きな問題もなく完全に機能しているところである。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	大型ごみ及び臨時ごみ等については、受益者負担や、ごみの減量・リサイクルへの動機付けの観点から、有料で収集することが合理的である。そのためには、申込の受付と手数料の収納を行う効率的な体制の確保が必要であるとともに、収集運搬業務の実施においても、収集伝票の作成や手数料の収納について適正かつ効率的な実施体制の確保が必要である。こうした体制の確保のため、当該事業を実施しているものであり、市民の利便性の向上及び行政の事務の効率化に大きく寄与しているものと考えている。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ごみ減量化の推進の観点、受益者(大型・臨時ごみの排出者)負担割合の適正化の観点、近隣市他都市との均衡などの観点により、排出量や社会情勢などの実情に合わせて適宜見直しを行っていかねばならない。
-----------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間7市の比較 ①粗大ごみ(大型・臨時ごみ)手数料収納体制 ・処理券制度(コンビニ等への販売委託)…4市 ・現場で作業員に手数料を手渡し…3市 ・上記の収納方法を併用…1市 ②申込窓口の設置…6市(いずれも外部委託による一括受付窓口を設置)
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	収集申込受付、手数料収納とも既に民間委託を実施している。																												
委託等の可能性																														
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現状</th> <th>現状</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域 ⇄ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状	現状						将来像				○		内容	手数料の収納、大型ごみ等の適正処理は、市町村の責務である。
		市民の領域 ⇄ 行政の領域																												
		A	B	C	D	E																								
現状	現状																													
	将来像				○																									

⑧ 総合評価

総合評価	維持	家庭ごみ案内ダイヤルの導入により、1か月あたり9,400件以上ある市民からの家庭ごみや大型・臨時ごみの申込等に関する問い合わせについては、一次回答で9割近くが解決している。また、ごみ処理券制度の導入及びコンビニ等での処理券販売委託(歳入収納業務委託)制度の導入により、年間約69,000件に達する大型・臨時ごみの収集についても円滑に実施できており、事務の効率化、市民の利便性確保や、手数料収納業務の効率化が図られている。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	「ごみ処理券・臨時ごみ処理券」については、市民の利便性に支障のないよう、店頭在庫切れを防止する等、引き続き、各コンビニエンスストア本部等との連携を図っていくとともに、適正な手数料収納業務を着実に実施していく。 「家庭ごみ案内ダイヤル」については、問合せ等に対し、よりスムーズに統一した対応をとることができるよう、委託業者との連携を密にし、FAQの蓄積・整理に努めていく。
--------	--



平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	じんかい収集等委託事業費	4S4A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本計画・実施計画		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和36年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	10 じんかい処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	業務課
所属長名	氏丸 善行		

①事業概要

事業実施趣旨	市内一円から排出される一般家庭ごみについて、世帯数比で65%に相当する地域の収集運搬を委託するとともに、市内全域の犬猫等小動物死体及び地域清掃ごみについても、委託により収集するものである。																														
対象 (誰を・何を)	委託地区から排出される定期収集家庭ごみ(「燃やすごみ」、「びん・缶・ペットボトル」及び「金属製小型ごみ」)、及び市内全域で排出される犬猫等小動物死体、地域清掃ごみ等																														
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物を安定的かつ確実に継続して処理する。また、外部委託により実施することで、経済性と安定性の両立を図る。																														
事業概要	一般家庭ごみ等の収集を行う。																														
実施内容	<b>【収集内容】</b> ①燃やすごみ：週2回定期収集 ②びん・缶・ペットボトル：週1回定期収集 ③金属製小型ごみ：月1回定期収集 ④犬・猫等死体：「家庭ごみ案内ダイヤル」で受付、随時収集 ⑤地域清掃ごみ及び側溝汚泥収集  (1)一般家庭ごみ収集運搬業務委託 <実施状況> 収集量(委託分) (単位:t) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やすごみ</td> <td>58,467</td> <td>57,620</td> <td>55,090</td> <td>53,895</td> <td>53,438</td> </tr> <tr> <td>びん・缶・ペットボトル</td> <td>3,512</td> <td>3,452</td> <td>3,428</td> <td>3,343</td> <td>3,422</td> </tr> <tr> <td>金属製小型ごみ</td> <td>824</td> <td>800</td> <td>747</td> <td>692</td> <td>776</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62,793</td> <td>61,872</td> <td>59,265</td> <td>57,930</td> <td>57,636</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	燃やすごみ	58,467	57,620	55,090	53,895	53,438	びん・缶・ペットボトル	3,512	3,452	3,428	3,343	3,422	金属製小型ごみ	824	800	747	692	776	計	62,793	61,872	59,265	57,930	57,636
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																									
燃やすごみ	58,467	57,620	55,090	53,895	53,438																										
びん・缶・ペットボトル	3,512	3,452	3,428	3,343	3,422																										
金属製小型ごみ	824	800	747	692	776																										
計	62,793	61,872	59,265	57,930	57,636																										
	(2)犬猫等小動物死体等収集運搬業務委託 <平成27年度実施状況> 収集件数：2,148件 (3)地域清掃ごみ収集運搬業務委託 <平成27年度実施状況> 収集量：地域清掃ごみ 73.43t(側溝汚泥 60.83t)																														

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	758,563	758,434	761,603	
委託料	758,563	758,434	761,603	一般家庭ごみ収集運搬業務委託料等
人件費 B	20,793	23,379	22,858	
職員人工数	2.63	2.95	2.86	
職員人件費	20,793	23,379	22,858	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	779,356	781,813	784,461	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	779,356	781,813	784,461	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	一般家庭ごみの収集運搬量(委託分)(成果指標の設定が困難なため、一般家庭ごみの収集運搬量を活動指標として設定している)		単位	t
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			25年度	59,265
			26年度	57,930
			27年度	57,636
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	市民に対する分別や再資源化といった適正排出に関する啓発を行っていることもあり、一般家庭ごみの収集運搬量は近年、減少傾向である。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、第6条第2項で「市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない」と地方公共団体の責務を定めており、市が処理主体となり家庭から排出されるごみ、ペット、野良を含む犬、猫等の死体、地域住民の自主活動である地域清掃で生じたごみ等について、適正に処理しなければならない。このため、事業実施における経済性の追求の観点から、上記に掲げるごみの収集運搬について、可能な範囲での外部委託を行うものである。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	一般家庭ごみの有料化については、受益者負担の考え方だけでなく、ごみの排出抑制を主な目的としており、現状はごみの減量が順調に進んでいることから、一般家庭ごみの有料化について検討は行っていない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	類似都市(7市)の家庭ごみの収集体制(直営・委託比率)を見ると、船橋市47:53、横須賀市30:70、東大阪市46:54、姫路市36:64、西宮市34:66、倉敷市28:72、福山市50:50となっている。
--------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	現状の委託においては、効率的かつ安定的な家庭ごみ収集を継続的に実施できているとともに、一定の経費縮減効果を発揮しているが、委託業者が業務不履行に陥るなどの不測の事態が生じた場合のバックアップ体制を整えるため、一定規模の直営収集体制を保持する必要がある。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	今後は、更なる効率的な収集体制の構築について、検討・検証を行っていく。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	ごみの収集については、排出者の分別や再資源化といった適正排出への協力により効率化が図られるため、今後より一層の市民等の協力が必要となる。
	現状 ○ ●	
	将来像 ○ ●	

⑧総合評価

総合評価	維持	一般家庭ごみ収集運搬業務については、廃棄物処理法の要請する適正処理の確保を第一義としつつも、平成21年度以降は、4年ごとに全委託区域について入札により業者選定を行うなど、経済性の確保と、安定的で確実な収集を両立した効率的な事業実施に努めてきたところである。引き続き、適正な委託事業の実施に努めていく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成29年度からの次期委託契約の締結に向け、経済情勢やごみの排出量の変化等を常に念頭に置きつつ、委託業者による適正処理と安定的な収集を確保するような業務実施手法等について、協議検討していく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	公衆便所等清掃事業費	4T1K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	15 15 屎処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	業務課
所属長名	氏丸 善行		

①事業概要

事業実施趣旨	公衆衛生の向上及び市民の利便性の確保のため、公衆・公園等便所の清掃を実施するものである。																				
対象(誰を・何を)	市内の公衆・公園等便所																				
求める成果(どのような状態にしたいか)	市内の公衆・公園等便所の清掃を行い、清潔保持及び衛生管理に配慮した事業に継続して取り組むことにより、利用者が気持ちよく利用できる環境を提供する。																				
事業概要	市内の公衆・公園等便所を清掃する。																				
実施内容	<p>市内の公衆・公園等便所の清潔保持と、衛生管理を図るため、日曜を除く全ての曜日に清掃を実施する。</p> <p>【清掃内容】</p> <p>①便器・床・手洗い・壁等の洗浄 ②便器内のごみの除去 ③簡易な故障(詰り等)の修繕 ④トイレトペーパーの交換 ⑤その他</p> <p>&lt;実施状況&gt; 清掃箇所数 内訳(平成28年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>経済環境局</th> <th>都市整備局</th> <th>教育委員会</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>8</td> <td>160</td> <td>1</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>水洗</td> <td>8</td> <td>142</td> <td>1</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>様式</td> <td>汲み取り</td> <td>18</td> <td></td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>		経済環境局	都市整備局	教育委員会	計	箇所数	8	160	1	169	水洗	8	142	1	151	様式	汲み取り	18		18
	経済環境局	都市整備局	教育委員会	計																	
箇所数	8	160	1	169																	
水洗	8	142	1	151																	
様式	汲み取り	18		18																	

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	7,605	6,341	31,968	
需用費	6,665	6,303	6,668	公衆便所清掃用具、燃料費、修繕費等
役員費	44	0	1	自動車リサイクル料金、自賠責保険等
委託料	76	38	25,299	公衆便所の汚泥汲取り作業及び清掃業務一部委託化
備品購入費	813	0	0	公衆便所清掃車両購入費
公課費	7	0	0	重量税
人件費 B	74,844	62,393	46,131	
職員人工数	18.60	13.78	8.98	
職員人件費	67,580	49,507	36,787	
嘱託等人件費	7,264	12,886	9,344	
合計 C(A+B)	82,449	68,734	78,099	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	82,449	68,734	78,099	

(単位:千円)

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	公衆・公園便所等の1日当たりの清掃回数(成果指標の設定は困難なため、公衆・公園等便所の1日当たりの清掃回数を活動指標として設定している)					単位	回				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	167	26年度	168	27年度	169
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	一部利用者の劣悪な使用マナーや、施設の老朽化に伴い、修繕の必要性が高まっている中、修繕対象施設の見極めに加え、清掃回数の見直しや、使用車両の減車などにより業務体制の合理化を進めており、限られたコストの中で業務の質を落とさないよう、工夫を重ねている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、第5条第5項で「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない」と地方公共団体の責務を定めており、市内の公衆便所を清潔に保ち市民が気持ちよく利用できるよう清掃を実施する必要がある。このため、不特定多数の人が利用する駅前ターミナル、繁華街・商店街に設置する公衆便所について、適正な維持管理を行い、市民の衛生的で快適な利用に供することを目指している。なお、清掃業務の効率化を図る観点から、市内の公園に設置する公園便所等についても併せて清掃を行っている。	
---------	---	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	「廃棄物処理法第5条第5項で「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない」と地方公共団体の責務を定めており、当該事業実施に関して市民等に受益者負担を求めることは馴染まない。
----------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間では、いずれの自治体も公衆・公園便所に清掃業務の委託を行っている状況である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																												
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	当該業務は、主に環境部内の再任用職場として位置付けられてきたが、再任用職員数の将来的な動向等により、事業継続が困難となることが見込まれることから、新たな担い手の活用等についても検討の余地があるものと考えられる。																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現状</th> <th>現状</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域 ⇄ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状	現状						将来像						公衆便所の維持管理及び清掃については市町村に義務付けられている。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条第5項
		市民の領域 ⇄ 行政の領域																											
		A	B	C	D	E																							
現状	現状																												
	将来像																												

⑧総合評価

総合評価	改善	市内169箇所(平成28年3月現在)の公衆・公園等便所の清掃を行い、衛生管理や施設の補修などに取り組んでいるが、一部利用者のマナーの悪化や頻発するいたずらへの対応が増えているとともに、公衆便所の老朽化への対応など、今後ますます維持管理コストが増大する懸念がある。加えて、業務の担い手である再任用職員の減少も相まって、業務レベルの維持向上が困難になりつつあることから、民間事業者などの外部資源の活用等により、業務実施体制の確保を図る必要があるものと考えられる。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	上記のことから、再任用職員数の動向等を踏まえ、平成31年度を目途に全面的な委託化を目指すこととしたところである。委託化の推進にあたっては、提案型事業委託制度による提案を受けたことを踏まえ、より質の高い市民サービスの提供の観点から、提案内容の確実な具現化を目指すとともに、平成28年度から3か年で段階的に外部委託化を進めていくこととする。 なお、引き続き直営により清掃等を行う便所についても、衛生的で清潔な利用環境の維持だけでなく、より快適な利用に供することができるよう、清掃体制や手法の見直しに適宜取り組んでいく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	4U1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法 等		事業区分	裁量的
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等		会計	01 一般会計
事業開始年度	-		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	クリーンセンターの各施設を維持管理するための光熱水費の支出、施設警備等の維持管理を行う。
対象(誰を・何を)	クリーンセンター各施設
求める成果(どのような状態にしたいか)	クリーンセンターの各施設の安定した運転及び市内から発生した廃棄物の適正かつ安定的な処理
事業概要	クリーンセンター各施設の維持及び運転管理
実施内容	<p>クリーンセンター各施設を維持するために必要な事業で、主に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水道料支払</li> <li>・施設一体管理に係る修繕</li> <li>・施設警備委託</li> <li>・排ガス等測定委託</li> <li>・特別高圧受電設備等保守点検等を実施する。</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	79,620	114,709	75,471	
需用費	29,997	29,951	25,143	光熱水費、燃料費 等
役務費	10	10	10	簡易水道検査手数料
委託料	49,613	50,263	50,318	施設警備、排ガス測定委託 等
公課費	0	34,485	0	H27年度特会廃止、前年度の消費税
人件費 B	22,658	22,761	24,263	
職員人工数	2.94	2.96	3.10	
職員人件費	22,658	22,761	24,263	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	102,278	137,470	99,734	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	102,278	137,470	99,734	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	-							単位	-		
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	-	26年度	-	27年度	-
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	各施設の維持管理については、適正に行うことができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	クリーンセンター各施設を安定して維持していくため必要な経費を支出しており、継続して実施していくことが必要な事業である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の維持と管理のため、市として当然に実施しなければならない事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	委託可能な業務については、既に委託済みである。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 施設の維持管理については、市の責任において行う事業である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	クリーンセンター各施設を安定して維持管理していくために不可欠な事業であり、各施設の維持管理については、適正に行われている。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	施設の維持管理は、施設の安定稼働にとって重要であるため、引き続き適正な維持管理に取り組んでいく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	第1工場管理事業費	4U1K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		事業区分	裁量的
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和51年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

① 事業概要

事業実施趣旨	現在稼働している2号炉において廃棄物の焼却を行っている。
対象 (誰を・何を)	クリーンセンター第1工場
求める成果 (どのような状態にしたいか)	排出されるごみの適正処理を行うことで、廃棄物の減量、減容化を図り、市民の生活環境を維持する。
事業概要	市内から発生する燃やすごみについて、焼却施設で適正かつ安定した処理を行う。併せて、余熱を有効利用して廃棄物発電を行う。
実施内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工年月日 平成12年3月(2号炉)</li> <li>・処理能力 150t/日(2号炉)</li> <li>・余熱利用 蒸気タービンによる発電及び場内給湯 2,600kw(2号炉最大)</li> </ul> <p>2 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの焼却</li> <li>・灰の有害物質の無害化</li> <li>・余熱エネルギーの利用</li> </ul> <p>3 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの焼却量 平成24年度:28,606t、平成25年度:29,543t、平成26年度:28,088t 平成27年度:31,971t</li> </ul>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	350,898	352,998	363,575	
需用費	98,732	88,273	101,749	薬剤、一般機材、光熱水費 等
役務費	105	626	42	容器検査、浄化槽点検手数料 等
委託料	252,061	264,099	261,784	運転管理、ボイラ一点検委託 等
人件費 B	28,817	30,313	30,592	
職員人工数	3.65	3.83	3.83	平成24年度より定数を1減
職員人件費	28,817	30,313	30,592	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	379,715	383,311	394,167	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	960	1,223	881	
一般財源	378,755	382,088	393,286	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	-							単位	-		
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	-	26年度	-	27年度	-
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	搬入されたごみについては、適正に処理することができた。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の処理責任が本市にあり、これまで市内で発生した一般廃棄物について、適正かつ安定した処理を行い、生活環境の保全にもつながっており、今後も必要な施設である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の維持と管理のため、市として当然に実施しなければならない事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	委託可能な業務については、既に委託済みである。																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">焼却対象ごみの適正処理については、今後も行政が担っていくものである。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						焼却対象ごみの適正処理については、今後も行政が担っていくものである。	将来像						
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状						焼却対象ごみの適正処理については、今後も行政が担っていくものである。																						
将来像																												

⑧ 総合評価

総合評価	維持	市内から発生する焼却対象ごみを適正かつ安定的に処理することは、法律により、市に課せられた責務であり、今後も法令遵守のもと、適正に処理を行っていく。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	焼却炉の運転に関しては、平成17年度から委託を行っている。引き続き、効率的な焼却炉運転体制を維持するとともに、環境に配慮した焼却施設の運転を行っていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	第2工場管理事業費	4U1P	事業分類	施設管理運営
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		事業区分	裁量的
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成17年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

① 事業概要

事業実施趣旨	第2工場は平成17年から稼働し、廃棄物の焼却を行っている。
対象 (誰を・何を)	クリーンセンター第2工場
求める成果 (どのような状態にしたいか)	排出されるごみの適正処理を行うことで、廃棄物の減量、減容化を図り、市民の生活環境を維持する。
事業概要	市内から発生する燃やすごみについて、焼却施設で適正かつ安定した処理を行う。併せて、余熱を有効利用して廃棄物発電を行う。
実施内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工年月日 平成17年3月</li> <li>・処理能力 ごみ焼却炉・480t/日(240t/日×2基)</li> <li>・余熱利用 場内給湯及び蒸気タービンによる発電(最大14,100kw)</li> </ul> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの焼却</li> <li>・灰の有害物質の無害化</li> <li>・余熱エネルギーの利用</li> </ul> <p>3 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの焼却量 平成24年度:113,615t、平成25年度:105,831t、平成26年度:110,635t、平成27年度:110,012t</li> </ul>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	867,784	776,362	970,949	
需用費	275,587	236,586	303,437	薬剤、一般機材、光熱水費 等
役務費	1,465	1,386	1,597	カメラデータ回線、検査手数料 等
委託料	590,516	534,781	663,181	焼却灰等処分、保守点検委託 等
負担金等、商品購入費	216	862	12	無線機電波利用料、車体購入
使用料及び賃借料	0	2,747	2,722	ジョベルローダー賃借料(適正搬入分)
人件費 B	197,442	202,121	207,748	
職員人工数	25.19	25.86	25.98	
職員人件費	197,442	202,121	207,748	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,065,226	978,483	1,178,697	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財源 市債				
内 其他	2,391	2,432	2,392	環境基金繰入金、実費弁償金
訳 一般財源	1,062,835	976,051	1,176,305	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	-							単位	-		
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	-	26年度	-	27年度	-
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	搬入されたごみについては、適正に処理することができた。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の処理責任が本市にあり、これまで市内で発生した一般廃棄物について、適正かつ安定した処理を行い、生活環境の保全にもつながっており、今後も必要な施設である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の維持と管理のため、市として当然に実施しなければならない事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	委託可能な業務については、既に委託済みである。																											
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																												
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						●	将来像						○	焼却対象ごみの適正処理については、今後も行政が担っていくものである。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																							
	A	B	C	D	E																								
現状						●																							
将来像							○																						

⑧ 総合評価

総合評価	維持	市内から発生する焼却対象ごみを適正かつ安定的に処理することは、法律により、市に課せられた責務であり、今後も法令遵守のもと、適正に処理を行っていく。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	灰溶融炉の運転については、平成23年度末にて運転を停止し、経費削減を図っている。(平成22年度行財政構造改革プラン計上項目)
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	し尿処理施設管理事業費	4U2A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		事業区分	裁量的
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和47年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	クリーンセンターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥については、クリーンセンターにて前処理を行ったのち、埋設配管により東部浄化センターに圧送し最終処理が行われている。
対象 (誰を・何を)	し尿処理施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市内から発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の適正な中間処理
事業概要	クリーンセンターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥については、平成11年10月から、クリーンセンター内のパルス乾燥装置で処理を行ってきたが、平成22年1月より、クリーンセンターにて前処理を行ったのち、本市の東部浄化センターに圧送する方法に切り替えている。
実施内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿及び浄化槽汚泥等受入設備(投入槽)</li> <li>・前処理設備(きょう雑物除去)</li> <li>・し尿等圧送設備</li> <li>・圧送配管敷設距離 約1,700m(クリーンセンターから東部浄化センターまで)</li> </ul> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿及び浄化槽汚泥の前処理</li> <li>・し尿及び浄化槽汚泥の前処理後の圧送</li> </ul> <p>* 搬入量</p> <p>平成21年度:5,404kℓ 平成22年度:5,459kℓ 平成23年度:5,360kℓ 平成24年度:5,042kℓ          平成25年度:5,116kℓ 平成26年度:5,418kℓ 平成27年度:5,229kℓ          (搬入量内訳)</p> <p>し尿 平成21年度:1,089kℓ 平成22年度:987kℓ 平成23年度:932kℓ 平成24年度:768kℓ          平成25年度:849kℓ 平成26年度:917kℓ 平成27年度:805kℓ</p> <p>浄化槽汚泥 平成21年度:4,315kℓ 平成22年度:4,472kℓ 平成23年度:4,428kℓ 平成24年度:4,274kℓ          平成25年度:4,267kℓ 平成26年度:4,501kℓ 平成27年度:4,423kℓ</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	33,908	33,354	33,327	
需用費	540	288	282	薬剤、一般機材、消耗品費 等
役務費	153	153	156	監視用通信回線費
委託料	32,215	32,913	32,889	運転管理、し尿処理委託 等
人件費 B	2,135	2,140	2,159	
職員人工数	0.27	0.27	0.27	
職員人件費	2,135	2,140	2,159	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	36,043	35,494	35,486	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	36,043	35,494	35,486	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	-								単位	-	
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	-	26年度	-	27年度	-
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 回った 搬入されたし尿等について、適正に処理することができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、し尿処理は市の責務であり、適正に最終処理を行う前処理過程として本施設での中間処理が必要不可欠であり、衛生面の観点からも有効であるため、今後も本施設が必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 施設の維持と管理のため、市として当然に実施しなければならない事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	委託可能な業務については、既に委託済みである。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 し尿処理については、市が行う事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	衛生的かつ公害防止のために本施設で処理を行うことは、本市の生活環境の維持のために必要であり、今後も継続して事業に取り組んでいくことが重要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	搬入されたし尿等について、適正な施設管理のもと、処理を行っていく。
--------	-----------------------------------

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	資源リサイクルセンター管理事業費 4U2K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等	事業区分	裁量的
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成7年度	款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造	項	25 清掃費
		目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	循環型社会に向けて、資源のリサイクルが求められており、搬入された資源物を施設において選別し、必要に応じて破碎処理を施した後に、売却等資源化を行っている。
対象(誰を・何を)	資源リサイクルセンター
求める成果(どのような状態にしたいか)	分別収集等により搬入された資源物について、選別作業及び破碎処理後に資源物として売却等資源化を行う。
事業概要	分別収集等により搬入された資源物について、選別及び破碎処理を行い、資源の有効利用を図る。
実施内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工年月日 平成7年11月</li> <li>破碎処理施設 (70t/5h×1基)</li> <li>選別処理施設 (35t/5h×2系列)</li> <li>ペットボトル圧縮梱包設備 1t/5h×2基、3t/5h×1基</li> </ul> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ビン、缶、ペットボトルの分別、資源化</li> <li>大型ごみ、小型ごみの破碎、資源化</li> </ul> <p>3 資源化量</p> <p>平成21年度:4,081t 平成22年度:3,674t 平成23年度:3,687t 平成24年度:3,606t          平成25年度:3,600t 平成26年度:3,841t 平成27年度:3,976t</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	310,514	317,008	313,099	
需用費	50,015	56,260	48,363	光熱水費、燃料費、消耗品費
役務費	943	906	936	廃家電リサイクル料 等
委託料	256,784	257,095	261,078	廃棄物資源化、搬送委託業務 等
使用料及び賃借料	2,772	2,747	2,722	ジョベルローダー賃借料
人件費 B	58,250	53,238	61,038	
職員人工数	8.26	7.61	8.26	
職員人件費	58,250	53,238	61,038	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	368,764	370,246	374,137	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	47	43	54	実費弁償金
一般財源	368,717	370,203	374,083	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	-							単位	-		
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	-	26年度	-	27年度	-
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	搬入された資源物等を適切に選別し、再資源化を行うことができた。(平成22年度より、ガラス類の再資源化を日本容器包装リサイクル協会へ処理委託している)										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	クリーンセンターに搬入されるごみの中には、資源化が可能なごみが含まれており、有効活用を行うことにより、ごみの資源化、減量化が図れるため必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の維持と管理のため、市として当然に実施しなければならない事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	委託可能な業務については、既に委託済みである。																											
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																												
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						●	将来像						○	適正な処分については、市の責任のもとで行う事業である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																							
	A	B	C	D	E																								
現状						●																							
将来像						○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	分別収集等により施設に搬入された資源物を選別作業および破碎処理を行うことで、資源の有効利用を図ることに加え、ごみの減量化に寄与しており、引き続き事業を継続する必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も効率的な運転体制を維持するとともに、資源の有効活用を図るため、適正な選別及び破碎処理によるごみの減量・リサイクルに努めていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	地盤沈下測量事業費	803W	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市の環境をまもる条例、工業用水法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和34年度		款	40 土木費
施策	18 環境保全・創造		項	05 土木管理費
			目	05 土木総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	都市整備局	課	河港課
所属長名	柴田 俊樹		

①事業概要

事業実施趣旨	過去に工業用水の過剰な揚水が原因で大規模な地盤沈下が発生した経緯があり、全区域が工業用水法による指定区域で揚水が規制されている。測量により不安な地盤構造をもつ本市の地盤の変動状況を把握する。
対象 (誰を・何を)	地盤高、地下水位
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市内の地盤高及び地下水位を測量し、地下水のくみ上げ等による地盤沈下が発生しないように観測する。
事業概要	地盤沈下計、水位計観測業務の委託 一級水準点測量業務の委託 尼崎市の環境をまもる条例に基づく地下水採取の届出
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地盤沈下計水位計観測業務委託 自動観測により年間の値を計測、1ヶ月毎に実測を行う。 観測年報の作成 ・観測箇所 グンセ観測所(地盤沈下、地下水位) 神東観測所(地下水位)</li> <li>○一級水準点測量業務委託(H27実施。次期はH30予定) ・総路線長 100.8km ・水準点数 126点</li> <li>○阪神地区地盤沈下調査連絡協議会への参加 ・上記、水準測量実施のための連絡調整会議</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,037	11,937	1,020	地盤沈下計水位計測量業務委託 一級水準測量(3年に1回)を実施 10,868千円
委託料	1,037	11,937	1,020	
人件費 B	870	1,347	1,280	
職員人工数	0.11	0.17	0.16	
職員人件費	870	1,347	1,280	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,907	13,284	2,300	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,907	13,284	2,300	

(単位:千円)

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	年間沈下量2cm以上の点(注意を要する地域(環境省))							単位	点		
目標・実績	目標値	0	達成年度	—	年度	25年度	0	26年度	0	27年度	0
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 過剰な地下水の汲み上げも無く、地盤高の大きな変化は確認されなかった。上記の沈下の大きい点については、県事業での盛土による圧密沈下である。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市は過去に工業用水の過剰な揚水が原因で大規模な地盤沈下が発生した経緯があり、全区域が工業用水法による指定区域になっており、揚水が規制されている。地盤沈下は一度発生すると簡単には回復しないことから、地盤高等を観測することにより、大規模な地盤沈下等の発生を未然に防ぐものである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	行政として実施すべきものであり、受益者負担になじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	1級水準測量については、大阪平野の地盤沈下の監視を目的としており、国、大阪府、兵庫県、及び関係市で阪神地区地盤沈下調査連絡協議会を組織し調整を行って、各自治体で測量を実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	既に測量等業務委託で実施している。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容	市民や企業などの地下水利用者から、地下水に関する情報を収集し、行政で管理、監視・指導していく。

⑧総合評価

総合評価	維持	地盤沈下については沈静化している。阪神地区地盤沈下連絡協議会において実施頻度を2年から3年毎に見直しをおこなった。今後も継続的に監視を続けていく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	地下水の利用について、尼崎市の環境をまもる条例の届出対象以外の用途に当たるプール等での利用が見られるようになっており、届出対象の見直しや、規制についての検討が必要となってきた。行政での地下水の利用量を管理、監視できる仕組みについて検討していく。
--------	--



平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	環境基金積立金	4N4D	事業分類	内部管理事業
根拠法令	尼崎市環境基金条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成8年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	20 環境保全費
			目	10 環境対策費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	環境創造課
所属長名	吉岡 辰郎		

①事業概要

事業実施趣旨	地域における環境保全活動に要する財源を安定的に確保する必要がある。																				
対象 (誰を・何を)	市民																				
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民の環境問題に関する知識の普及その他環境保全活動を継続的に推進する。																				
事業概要	環境保全に係る事業を推進するため、団体等からの寄付金等を尼崎市環境基金へ積み立て運用する。																				
実施内容	<p style="text-align: right;">(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立額</td> <td>37,463</td> <td>41,144</td> <td>35,195</td> </tr> <tr> <td>取り崩し額</td> <td>29,629</td> <td>35,485</td> <td>72,500</td> </tr> <tr> <td>基金残高 (当該年度の積立、取崩後)</td> <td>689,268</td> <td>694,926</td> <td>657,621</td> </tr> <tr> <td>運用収入</td> <td>4,863</td> <td>4,855</td> <td>170</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境基金から生じた運用益により、環境保全の啓発・活動支援事業を実施している。 また、環境基金の取り崩しを行い、自然エネルギー等導入促進事業等の環境保全対策推進事業を実施している。</p>	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	積立額	37,463	41,144	35,195	取り崩し額	29,629	35,485	72,500	基金残高 (当該年度の積立、取崩後)	689,268	694,926	657,621	運用収入	4,863	4,855	170
年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																		
積立額	37,463	41,144	35,195																		
取り崩し額	29,629	35,485	72,500																		
基金残高 (当該年度の積立、取崩後)	689,268	694,926	657,621																		
運用収入	4,863	4,855	170																		

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	37,463	41,144	35,195	
積立金	37,463	41,144	35,195	
人件費 B	3,083	6,578	3,999	
職員人工数	0.39	0.83	0.50	
職員人件費	3,083	6,578	3,999	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	40,546	47,722	39,194	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他	37,463	41,144	35,195	寄付金等
一般財源	3,083	6,578	3,999	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	広域廃棄物処分場建設委託事業費	4R3A	事業分類	ハード事業
根拠法令	広域臨海環境整備センター法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和57年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	昭和61年に大阪湾広域臨海環境整備センターと締結した基本協定書に基づき、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業に係る建設委託料を負担している。建設委託料の積算根拠となる処分場整備事業費(全体事業費)が、工事の実施設計の見直しや、廃棄物搬入状況及び埋立計画等により変更されることがあり、年度ごとに委託料の増減がある。
対象 (誰を・何を)	大阪湾広域廃棄物埋立処分場(家庭・事業者から排出される一般廃棄物の最終処分場)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市町村域、府県域をこえて関係者が共同で利用できる廃棄物の最終処分場を確保し、圏域全体の長期的、安定的な廃棄物の処分に寄与する。
事業概要	廃棄物の最終処分場を確保するため、大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設に係る事業を委託する。
実施内容	大阪湾フェニックス計画は、近畿の自治体(2府4県168市町村)、港湾管理者が、広域臨海環境整備センター法に基づき出資する事業であり、大阪湾の埋立てにより、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るものである。 大阪湾広域臨海環境整備センターへは、最終処分場の建設委託を行い、一般廃棄物の委託量に見合った事業費の負担を行っている。

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	338	5,760	5,828	
委託料	338	5,760	5,828	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業に係る建設委託料 ※H26年度は排水処理の調査費用のみ
人件費 B	1,265	1,268	1,280	
職員人工数	0.16	0.16	0.16	
職員人件費	1,265	1,268	1,280	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,603	7,028	7,108	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債		5,000	5,800	
その他				
一般財源	1,603	2,028	1,308	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	尼崎環境財団補助金	4R3K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成4年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	05 清掃総務費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	資源循環課
所属長名	檀野 浩司		

①事業概要

事業実施趣旨	(公財)尼崎環境財団(以下財団)が公益財団法人として事業の公益性向上を図り、安定的な経営基礎を確立するため人件費補助を行う。
対象(誰を・何を)	(公財)尼崎環境財団
求める成果(どのような状態にしたいか)	財団において安定した経営基盤が確立され、市の財政援助がなくても、平成20年度に定めた「尼崎市環境整備事業公社の今後のあり方(市方針)」に基づき、財団がその組織と人材を活用して、本市の環境保全や公衆衛生の向上に貢献していくこと。
事業概要	常務理事人件費の補助金
実施内容	<p>尼崎市における生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、もって市民の生活環境の向上、福祉の増進に寄与することを目的に設立された財団の経営の自立化を促進し、経営改善を進めるため、尼崎市より人的支援を行っている常務理事の人件費の補助を行う。</p> <p>財団では、以下の事業を実施している。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿収集運搬及び一般廃棄物処理施設の運営に関する事業</li> <li>・し尿収集運搬業務、し尿処理施設運転維持管理業務、廃棄物中継保管場所管理運営業務)</li> <li>・環境美化及び環境保全の推進に関する事業</li> <li>・(不法投棄防止対策業務、不法広告物撤去等業務、市民工房管理運営業務、コミュニティ連絡版維持管理業務、地域清掃ごみ収集運搬業務、環境整備事業)</li> <li>・斎場・墓園管理運営事業</li> <li>・ごみ収集運搬事業</li> <li>・(資源リサイクルセンターごみ搬送業務、駅前広場ごみ収集運搬業務、施設ごみ収集運搬業務)</li> </ul>

②事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	4,254	4,259	4,269	
負担金補助及び交付金	4,254	4,259	4,269	
人件費 B	395	396	400	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	395	396	400	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,649	4,655	4,669	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	4,649	4,655	4,669	
一般財源				

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	し尿収集委託事業費	4T1A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市一般廃棄物処理基本・実施計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成7年度		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	15 し尿処理費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	業務課
所属長名	氏丸 善行		

①事業概要

事業実施趣旨	市内の未水洗化世帯及び工事現場等から排出されるし尿の収集を実施するものである。								
対象(誰を・何を)	一般家庭や事業所から排出されるし尿及び工事現場、イベント等の仮設便所から臨時に排出されるし尿								
求める成果(どのような状態にしたいか)	排出されるし尿の適正処理(廃棄物を安全かつ安定的に継続して処理すること)								
事業概要	公共下水道計画区域外及び公共下水道計画区域内の未水洗化世帯並びに工事現場等から排出されるし尿の収集を委託により実施する。								
実施内容	<p>市域全体を対象とし、公益財団法人尼崎環境財団への業務委託により、し尿の収集運搬業務を実施する。</p> <p>【収集内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①一般家庭:無料定期収集</li> <li>②少量(600ℓ未満/月)排出事業所:無料定期収集</li> <li>③多量(600ℓ以上/月)排出事業所:有料定期収集</li> <li>④工事現場やイベント等の仮設便所等から臨時排出:有料で収集</li> <li>⑤市民団体や公共機関が実施する非営利の行事等に対し、移动式公衆便所を貸出</li> </ol> <p>&lt;実施状況&gt;平成27年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>し尿収集世帯数(世帯)</th> <th>臨時し尿(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域内</td> <td>409</td> <td rowspan="2">1,504件/年</td> </tr> <tr> <td>区域外</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>		し尿収集世帯数(世帯)	臨時し尿(件)	区域内	409	1,504件/年	区域外	41
	し尿収集世帯数(世帯)	臨時し尿(件)							
区域内	409	1,504件/年							
区域外	41								

②事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	38,228	38,122	38,122	
需用費	106	0	0	移动式公衆便所修繕
委託料	38,122	38,122	38,122	し尿収集業務委託料
人件費 B	1,897	1,902	1,536	
職員人工数	0.24	0.24	0.19	
職員人件費	1,897	1,902	1,536	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	40,125	40,024	39,658	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	8,636	8,656	8,475	一般廃棄物処理手数料等
財源内訳	31,489	31,368	31,183	
一般財源				

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	焼却施設等整備事業費	4U3A	事業分類	ハード事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		事業区分	義務等
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等		会計	01 一般会計
事業開始年度	-		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	クリーンセンター各施設の整備及び補修
対象(誰を・何を)	クリーンセンター各施設の各設備
求める成果(どのような状態にしたいか)	クリーンセンター各施設の安定的かつ円滑な運転及び廃棄物の適正な処理
事業概要	焼却施設等の処理能力を維持し、連続的かつ安定的な稼働を確保するとともに法令点検に対応するため、各施設の定期整備等を実施する。
実施内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設及び資源リサイクルセンターの処理能力を維持し、連続的かつ安定的な稼働を確保するとともに、法令点検等のため各施設の定期的な整備等を実施するもの。</li> </ul> <p>2 法令点検実施設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉の余熱を利用する設備</li> <li>・ボイラー設備</li> <li>・蒸気タービン設備</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	459,806	514,518	489,879	
委託料	0	0	736	
工事請負費	459,806	514,518	489,143	
人件費 B	52,840	59,904	51,019	
職員人工数	6.85	7.88	6.46	
職員人件費	52,840	59,904	51,019	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	512,646	574,422	540,898	
C 国庫支出金				
真支出金				
市債				
その他				
財源内訳	512,646	574,422	540,898	
一般財源				

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	焼却施設等延命化事業費	4U3B	事業分類	ハード事業
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等		事業区分	義務等
個別計画	一般廃棄物処理基本計画 等		会計	01 一般会計
事業開始年度	-		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	クリーンセンター各施設の基幹的設備の更新
対象(誰を・何を)	クリーンセンター各施設の各設備
求める成果(どのような状態にしたいか)	各施設の耐用年数を延命化するとともに、次期焼却施設の建替えまでの間、ごみ処理に支障をきたさないよう、各焼却施設等を適正に維持管理し、安定的な廃棄物処理を行う。
事業概要	クリーンセンター第2工場を現状の定期整備工事のみで維持した場合、稼働から17年目(平成33年度)頃に設備の寿命を迎え、約266億円の建替費用が発生することとなる。これを26年目(平成42年度)まで延命化させ、次期焼却施設の建替え時期を延伸するとともに、それまでの間、安定的な廃棄物処理を行うため、各焼却施設等の延命化工事を実施する。
実施内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各処理施設において、下記の方針で整備を行う。なお、財源には、一般廃棄物処理事業債を活用(別途、交付税措置あり)するものとする。</li> </ul> <p>2 整備方針</p> <p>&lt;クリーンセンター第1工場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成37年度で稼働を終える予定のため、最低限の分散制御システムの更新のみに留め、費用の削減を図る。</li> </ul> <p>&lt;クリーンセンター第2工場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化が進んでいるボイラー設備、クレーン、分散制御システムなどを重点的に整備し、平成42年度までの稼働を目指していく。</li> </ul> <p>&lt;資源リサイクルセンター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理計画で計画されていた基幹施設延命化整備工事を平成25年度から4年に渡って実施し、平成42年度までの稼働を目指していく。</li> </ul>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	374,868	426,878	455,038	
需用費	0	0	779	印刷製本費
委託料	0	0	24,624	現場監理委託料および設計委託料
工事請負費	374,868	426,878	429,635	
人件費 B	43,233	49,012	45,243	
職員人工数	5.6	6.45	5.72	
職員人件費	43,233	49,012	45,243	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	418,101	475,890	500,281	
C 国庫支出金				
真支出金				
市債	337,200	384,100	390,800	
その他				
財源内訳	80,901	91,790	109,481	
一般財源				

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	汚染負荷量賦課金	4U41	事業分類	法定事業
根拠法令	公害健康被害の補償に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	-		会計	01 一般会計
事業開始年度	-		款	20 衛生費
施策	18 環境保全・創造		項	25 清掃費
			目	20 クリーンセンター費

施策の展開方向	(18-2) 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進める。		
局	経済環境局	課	クリーンセンター
所属長名	井上 義啓		

①事業概要

事業実施趣旨	法律に基づき、汚染負荷量賦課金を申告・納付する。
対象 (誰を・何を)	硫黄酸化物の排出量
求める成果 (どのような状態にしたいか)	汚染負荷量賦課金の申告、納付
事業概要	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、過去に大気汚染等で公害被害にあった人々に補償するための費用を、汚染負荷量賦課金として申告・納付する。
実施内容	<p>公害健康被害者を迅速かつ公正に保護することを基本的な考え方として、昭和63年に改正された公害健康被害の補償に関する法律により、独立行政法人・環境再生保全機構に申告・納付する。</p> <p>(納付額)                  平成22年度 8,276千円 平成23年度 7,804千円 平成24年度 7,631千円 平成25年度 7,463千円                  平成26年度 7,256千円 平成27年度 6,914千円</p> <p>[補償内容]                  ①療養の給付及び療養費                  ②障害補償費                  ③遺族補償費                  ④遺族補償一時金                  ⑤児童補償手当                  ⑥療養手当                  ⑦葬祭料</p>

②事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	7,256	6,914	6,915	
公課費	7,256	6,914	6,915	汚染負荷量賦課金
人件費 B	1,186	1,189	1,200	
職員人工数	0.15	0.15	0.15	
職員人件費	1,186	1,189	1,200	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	8,442	8,103	8,115	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	8,442	8,103	8,115	

(このページは白紙です)

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	市民農園等運営事業費	6221	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市民農園実施要綱・尼崎市学童農園等設置事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	-		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和53年度(市民農園) 昭和46年度(学童農園)		款	30 農林水産業費
施策	18 環境保全・創造		項	05 農業費
			目	15 農業振興費

施策の展開方向	(18-3) 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいく。		
局	経済環境局	課	農政課
所属長名	松本 俊昭		

①事業概要

事業実施趣旨	野菜作りに関心がある市民・児童(小学校)を対象に、遊休農地の活用と農業に対する理解を深めてもらうために農作業体験の場を提供している。学童農園については、要綱に基づき農園の整備費を交付している。
対象(誰を・何を)	市民・農業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	農地の有効利用と保全を図るとともに、市民や児童に土と触れ合う機会を提供し、農業に対する理解を深めてもらう。
事業概要	市民農園開設に係る整備費の見積り、市報等による入園者の募集、抽選、入園説明会を開催、契約事務等を行い、市民農園の運営を支援する。また、学童農園については、その整備費の一部を補助し、契約に係る事務を支援する。
実施内容	<p>1 市民農園事務支援 農家が農園の整備、管理を行っている。市は広報、入園者の募集・抽選等を行っている。 &lt;平成27年度実績&gt; 全17箇所 938区画のうち平成27年度募集区画が 4箇所 141区画</p> <p>2 学童農園の設置 市内3箇所の小学校で学童農園を実施している。農園用地の確保が可能な農園設置者(小学校)から、要綱に基づく農園設置申込みにより申請を受け、審査のうえ決定通知書を交付し、農園整備に必要な費用を負担している。なお、農園に供する農地の使用は、尼崎市と所有者の間で「学童農園土地使用賃貸借契約書」を締結している。 &lt;平成27年度実績&gt; 名和小学校 立花西小学校 大島小学校</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	78	68	73	
委託料	63	57	57	
使用料及び賃借料	15	11	16	
人件費 B	6,325	4,834	3,085	
職員人工数	0.80	0.61	0.45	
職員人件費	6,325	4,834	3,085	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	6,403	4,902	3,158	
C 国庫支出金の財源内訳				
農支出金				
市債				
その他				
一般財源	6,403	4,902	3,158	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	農園面積(市民農園)							単位	m <sup>2</sup>	
目標・実績	目標値	22,172	達成年度	29年度	25年度	19,672	26年度	19,672	27年度	19,672
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市民農園は、入園希望者が設置区画数の3倍以上で、利用者の立場からは充足できていない状況である。農地所有者の開墾希望に対して、開墾に係る費用等について相談を受けているが、新規開墾には至っていない状況である。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢化等による後継者不足の農家の農地保全に大きく貢献している。また、シニアの余暇活動の場として需要の高い施設となっており、毎年3倍以上の競争率である。学童農園についても都市化の進んだ本市に住む児童が、農産物生産に関わることは非常に意義があることであり、今後も継続していくことが必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民農園は農地所有者が開墾し運営しており、入園料は入園者が所有者に直接支払っている。市は入園募集、抽選、入園説明会等の事務支援を行っている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較		箇所数(区画数)	入園料	※個人で開設している農園については別途、要運営費(尼崎市は運営費込)
	尼崎市	4箇所(142)	14,000/年	
	西宮市	13箇所(796)	19,000/年	
	伊丹市	37箇所(1,236)	15,800~32,800/年	

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	平成25年度入替え分から運営を順次外部委託している。委託内容には、定期巡回や園芸講習会の開催等が含まれ、入園者からの要望等に素早く対応できるようになった。結果として、入園料の値上がりとなり、利用者負担の増となっているが、入園者側から一定の評価を得ており、農園主側の負担軽減にもつながっている。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	現状	A B C D E	市民農園運営事務は可能な限り農地所有者に関わってもらう、若しくは全く別の団体の活用も視野に入れながら、行政の占める割合を軽減する。
	将来像	○ ●	

⑧総合評価

総合評価	維持	市民ニーズが高く、農地の活用と保全に繋がる。今後も開園希望者と協議し農園数の増加に努める。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	市民農園の入園希望者が募集区画数を常時上回っており、その設置箇所数を増加させることにより、市民ニーズに対応できるとともに農地の活用と保全に繋がることから、開墾希望者と協議を進め、設置箇所数の増加に努める。 なお、平成25年度から市民農園の入園料を改定(値上げ)し、利用者負担により運営の外部委託を順次進めており、市及び農園主の負担は軽減されている。今後は市民のニーズに応えながら農地の減少を食い止めるべく、新たな市民農園の開墾に向けて取り組んでいく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	農業公園管理事業費	651A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和58年度		款	30 農林水産業費
施策	18 環境保全・創造		項	05 農業費
			目	30 農業公園費

施策の展開方向	(18-3) 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいく。		
局	経済環境局	課	農政課
所属長名	松本 俊昭		

① 事業概要

事業実施趣旨	農業公園は、本市だけではなく阪神間における「花の名所」として親しまれ、定着している。バラ、ボタン等の植物の季節に応じた適切な育成管理が不可欠であり、修景、休養施設等の適正管理により、来園者の安全と快適性の確保を行っている。
対象(誰を・何を)	農業公園
求める成果(どのような状態にしたいか)	公園の適正管理を行うことにより、都市内農地等の有効利用及び花と緑豊かな都市環境を維持するとともに、市民に潤いと憩いの場を提供していく。
事業概要	農業公園におけるバラ、ボタン等の植物の栽培管理及び樹木剪定・清掃・除草等による適正な維持管理を行う。
実施内容	栽培植物の育成管理等については、農業公園の敷地の一部所有者である地元農家等に、また、樹木等については専門業者に委託することにより、より効果的な維持管理を行っている。 (参考) 共用開始 農業公園 昭和58年度 駐車場 平成19年度 面積 農業公園 36,685㎡ 駐車場 907㎡(22台)←1,870(62台) 年度途中に一部撤去工事を実施(面積減) 現況 牡丹園 6,565㎡ 3,000本 花菖蒲園 3,333㎡ 20,000本 バラ園 1,000㎡ 3,000本 梅 130本 桜 200本 来場者 約10万人

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	26,789	29,035	27,129	
需用費	2,008	1,840	1,742	高熱水費、修繕料、他
委託料	24,363	23,947	23,577	農業公園、駐車場維持管理業務
使用料及び賃借料	121	121	1,506	駐車場精算機リース料、土地賃借料(H28から)
工事請負費	297	3,127	304	施設改修工事、駐車場撤去工事(H27実施)
人件費 B	1,891	2,262	1,685	
職員人工数	0.39	0.48	0.13	
職員人件費	1,891	2,262	1,040	
嘱託等人件費			645	
合計 C(A+B)	28,680	31,297	28,814	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,687	3,517	3,010	駐車場使用料等
一般財源	24,993	27,780	25,804	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		ハツ橋の補修や梅の剪定等を行い、施設や植物の老朽化に対する改善はみられたものの、抜本的な解決には至っていない。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	農業公園は広く市民に「花の名所」として親しまれており、景観形成植物であるハナショウブ等が植栽された農地を市民に開放することによって、市民生活に潤いを与え、また貴重な都市内農地の保全が図られる。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	農業公園は敷地内の農地を活用しながら、農業振興政策に基づいて整備し、供用している公園である。また、近隣市民が散歩やジョギング等で身近に利用している公園であること等からも、有料化による受益者負担の導入は馴染まない。
----------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	農家が所有する農地部分を含め、全ての公園の維持管理を業者等に委託している。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○			内容	市民ボランティアの協力のもと、植物管理を行っている。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状			●																								
将来像			○																								

⑧ 総合評価

総合評価	改善	農地の保全と活用に努めながら市民に花と緑豊かな環境を提供してきた農業公園は、施設や植物の老朽化が進み、安全管理面でも支障が出てきている。利用者の安全性、利便性の向上のために施設の管理手法の見直しについて検討する必要がある。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	農業公園は、園内設備の老朽化が進んでいるため、施設の改良、改修の必要がある。また、今後はより効率的な管理方法を、他の公園との一体管理を含め検討していく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費	8P15	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度		款	40 土木費
施策	18 環境保全・創造		項	25 港湾費
			目	05 港湾費

施策の展開方向	(18-3) 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいく。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	金子 智子		

①事業概要

事業実施趣旨	臨海地域の運河沿いは、行政が基盤整備等に積極的に取り組んできているが、市民にあまり認識されていない。そのため、臨海地域の貴重な地域資源である運河、河川等の魅力を高め、臨海地域の活性化を図る。
対象(誰を・何を)	尼崎運河(概ね国道43号以南の中島川、武庫川に挟まれた地域内の運河及び運河周辺)
求める成果(どのような状態にしたいか)	世界的にも高い水準のものづくり産業が集積する尼崎の特色を活かし、尼崎臨海地域の貴重な財産である運河や河川を核に、自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な“21世紀の環境先進都市”の創造を目指す。
事業概要	港湾管理者である兵庫県とともに、尼崎臨海地域の貴重な地域資源である運河、河川等の魅力を高め、発信する取組を進め、地域、地元企業との協働による地域づくりを通じて、臨海地域の活性化を図る。
実施内容	21世紀の尼崎運河再生実行委員会において、尼崎運河再生の取組を検討するとともに、平成20年度から港湾管理者である兵庫県はハード事業、市は市民等にプロジェクトを周知するためのソフト事業を実施してきた。 【財源】 ○社会資本整備総合交付金(国):平成20年度～平成24年度 事業費 1千万円(補助額約4百万円) ○地域の夢推進事業補助金(県):平成25年度 事業費 891千円(補助額約429千円) <尼崎市の取組状況> ・平成20～24年度 PR用DVD、環境学習教材用冊子の作成、各種社会実験、環境体験事業を実施。 ・平成25年度 小学校3・4年生を対象としたバス借上げ事業、チャンネルガイド養成講座を開始 ・平成26年度～ バス借上げ事業を教育委員会所管のかんきょうモデル都市あまがさき探検事業(対象は4年生のみ)に統合、チャンネルガイド養成講座も引き続き実施。 <実績(参加延べ人数)> 環境体験学習(20年度391人、21年度606人、22年度530人、23年度542人、24年度487人、25年度671人、26年度482人、27年度443人)、チャンネルガイド養成講座受講者(25年度20人、26年度18人、27年度9人)

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	487	625	6,535	
報償費	119	140	0	講師謝礼
需用費	368	485	0	運河学習用小冊子
委託料	0	0	6,535	提案型事業委託制度導入にかかる人件費相当額の増
人件費 B	8,697	8,638	5,519	
職員人工数	1.10	1.09	0.69	
職員人件費	8,697	8,638	5,519	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	9,184	9,263	12,054	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	9,184	9,263	12,054	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	尼崎運河の認知度						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	691	26年度	500	27年度	452
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		これまでの環境体験事業などの取組により、一定の市民の認知度は向上していると考えられるが、尼崎の森中央緑地においても環境学習の場が整備されつつあり利用者が分散されつつある。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	21世紀の尼崎運河再生プロジェクトは尼崎市と兵庫県が共同して国に申請し、平成19年4月13日に「運河の魅力再発見プロジェクト」として認定された事業である。運河を核として魅力ある地域づくりを目指した事業であり、港湾施設整備と担い手育成施策を実施し、南部再生を広く市民にPRしていくために公共の関与が必要である。また、運河や河川を有効に活かし、運河を核とした魅力ある地域づくりをめざすことが、臨海地域の活性化に寄与する。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民と役割分担し、協働で実施しているものであるため、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「運河の魅力再発見プロジェクト」として、全国で10箇所認定されている。
---------------	-------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	事業実施にあたっては外部委託もしているが、交付金事業として財源確保するため、事業者は市町村であることが要件である。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	賑いのある魅力的な運河域とするために市民や企業が協働できる仕組みづくりを行い、共に運河の活性化を担っていく。

⑧総合評価

総合評価	改善	本市では、県と共に、効率的で適正な役割分担を図る中で、尼崎臨海部の活性化を目指し、運河という資源を利用した環境学習や新たな発信の担い手としてチャンネルガイドの養成などを展開してきた。平成28年度からは、尼崎市提案型事業委託制度による民間からの提案を受け入れることで、本事業に新たな発想を取り入れ、これまで以上に運河の魅力を発信し、更なる尼崎臨海部の活性化を図る。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	これまでの実施事業により、運河を知らなかった人にも運河へ来ていただけるようになってはいるものの、再来訪者と呼べる人は少ない。また、市北部からの利用も少なく、今後も運河の認知度を高め、利用促進を図るために委託業者と連携して事業展開を行っていく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	尼崎21世紀の森構想推進事業	8U29	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	尼崎21世紀の森構想(県)、「尼崎21世紀の森」に関する基本協定書		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成14年度		款	40 土木費
施策	18 環境保全・創造		項	30 都市計画費
			目	10 調査費

施策の展開方向	(18-3) 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいく。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	金子 智子		

①事業概要

事業実施趣旨	臨海地域を魅力と活力のあるまちに再生する「尼崎21世紀の森構想(以下、「森構想」という。))を推進するため、兵庫県と共に「尼崎21世紀の森づくり協議会」を設立、あらゆる主体の参画と協働により活動中である。
対象(誰を・何を)	国道43号以南臨海地域約1,000ha
求める成果(どのような状態にしたいか)	森構想に基づきあらゆる主体の参画と協働による取組を進め、大規模な緑地をはじめ、自然環境の回復、創造を基本に森づくり・まちづくりを段階的に行い、市民の暮らしにゆとりとうおいをもたらす水と緑豊かなまちをつくとともに、産業の活性化を図り、臨海地域を魅力と活力のあるまちに再生する。
事業概要	森構想推進の中核となる推進母体である「尼崎21世紀の森づくり協議会」の取組を支援するなど、市民・企業等の参画と協働による森づくり・まちづくりを段階的に具体化していく。
実施内容	<p>尼崎21世紀の森構想に基づき市民、企業、行政などあらゆる主体の参画と協働による森づくり・まちづくりを具体化していくためのシステムづくりを目指し、平成14年度に設置された「尼崎21世紀の森づくり協議会」(以下、「協議会」という。)や市民活動の実践の場である部会の運営・支援を行ってきた。平成25年度に、活動を支える部会員の増加と新たな人材の発掘、森構想の市民組織等による自立的な展開の進展を目指すため体制を見直し、協議会を協議体と活動体に区分した。</p> <p>現在、協議体は新・協議会として構想マネジメントの推進に専念。</p> <p>活動体は、森づくり活動に参画する団体(活動体)が自由に気軽に参画できる交流の場(プラットフォーム)「森の会議」を設置し、これまでの枠組みに捕らわれない自主的な活動を生み出すとともに、新たな活動団体等の参加を促し、活動の輪を広げている。</p>

②事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,621	1,789	3,440	
旅費	30	31	30	出張旅費
需用費	10	3	10	事務用品等の購入
委託料	0	0	800	市民意識調査のための委託金
負担金補助金及び交付金	2,581	1,755	2,600	協議会の運営は、県と市の協定に基づき、事務局経費の2分の1を各々が負担。
人件費 B	8,697	5,865	6,878	※平成28年度拡充事業として、アンケート調査を行う。
職員人工数	1.10	0.74	0.86	
職員人件費	8,697	5,865	6,878	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	11,318	7,654	10,318	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	11,318	7,654	10,318	



